

官報

号外

平成二十年十月二十八日

○第一百七十九回 衆議院会議録 第八号

平成二十年十月二十八日(火曜日)

平成二十年十月二十八日
午後四時三十分 本会議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後四時三十二分開議

○本日の会議に付した案件

金融機能の強化のための特別措置に関する法律
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する
特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
及び保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

○議長(河野洋平君) 金融機能強化法の
特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出) 及び保険業法の一部を改正する
法律案(内閣提出) の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、金融機
能の強化のための特別措置に関する法律及び金融
機関等の組織再編成の促進に関する法律案及び金融
機関等の組織再編成の促進に関する法律案について、趣旨の説明を求める特別措置法の
一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正
する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務
大臣中川昭一君。

〔国務大臣中川昭一君登壇〕

○国務大臣(中川昭一君) ただいま議題となりま
した金融機能の強化のための特別措置に関する法
律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特
別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の
一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げま
す。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する
法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する
特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説
明申し上げます。

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の
変化を踏まえ、この厳しい状況のもとにおいて保
証

説明申し上げます。

現在、アメリカのサブプライムローン問題に端
を発した外的な環境変化のもと、厳しい状況に直
面する地域経済 中小企業を支援していくことが
喫緊の課題であります。このため、国の資本参加
によって、金融機関等の資本基盤の強化を図り、
金融機関等が適切な金融仲介機能を發揮し、地域
における中小企業に対する金融の円滑化に資する
政策を積極的に推進していくことが重要であります。

このような考え方を踏まえ、金融機能強化法の
活用、使い勝手の改善のために必要な見直しを図
るために、本法律案を提出することとした次第で
あります。

以下、その大要を申し上げます。
第一に、現行法上、平成二十年三月までとされ
ておりました国の資本参加及び組織再編成におけ
る手続の特例等に係る申請期限について、平成二十
四年三月末までとしております。

第二に、国の資本参加の要件を一部緩和してお
ります。具体的には、金融機関の経営責任等の明
確化の要件や抜本的な組織再編成を伴わない場合
に加重されていた要件を、制度上一律には求めな
いこととしております。

第三に、協同組織金融機関全体で提供している
金融機能の発揮の促進を目的として、協同組織金
融機関の中央機関に対し、あらかじめ国が資本
参加することを可能とする枠組みを整備しており
ます。

次に、保険業法の一部を改正する法律案の趣旨
を御説明申し上げます。

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の
変化を踏まえ、この厳しい状況のもとにおいて保
証

契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性
を維持するため、セーフティーネットの確保が図
られるよう本法律案を提出することとした次第で
あります。

以下、その大要を申し上げます。

生命保険会社が破綻した場合のセーフティーネット
につきましては、来年三月末までに破綻した場合、これに連して生命保険契約者保護機構
が行う資金援助等に関し、政府の補助を可能とす
る特例措置が設けられております。これに関し
て、平成二十四年三月末までの破綻に係る資金援
助等について政府の補助を可能とするため、現行
規定を三年間延長することとしております。

以上、金融機能の強化のための特別措置に関する
法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する
特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業
法の一部を改正する法律案につきまして、その趣
旨を御説明申し上げた次第であります。
何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げま
す。(拍手)

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対
して質疑の通告があります。順次これを許しま
す。竹本直一君。

〔竹本直一君登壇〕

○竹本直一君 私は、自由民主党を代表いたしま
して、内閣提出の金融機能の強化のための特別措
置法の一部を改正する法律案についての中川国務
大臣の趣旨説明に対する質疑

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する
法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する
特別措置法の一部を改正する法律案に対する質疑

置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案につきまして、総理及び関係大臣にお伺いをいたします。

(拍手)

現在、世界の金融経済は、さながら世界恐慌前夜とも言える様相を呈しております。各国の株価を一年前と比較すれば、アメリカでは四〇%近くの下げ幅を記録しております。また、ドイツ、イギリス、フランスでも三〇%ないし五〇%近くの下げを記録しております。ロシアに至っては七〇%近くとなっております。

さらには、これだけの下げ幅を記録している中で、この先の行く末は、いつ底を打つのか不透明な状況であります。

グローバルな経済が深化するに及び、このような広がりのある危機は、まさしく古今未曾有の危機、この先百年に一度の危機として記憶されるものになる可能性すら秘めていると考えられます。

このような危機は我が国にも影響を及ぼしてきており、日経平均株価は一年前と比較して実に五〇%以上の下げ幅を記録しております。不動産会社や一部の企業では倒産が相次ぐ状況でもあります。

こうした中、我が国の屋台骨を支える中小企業の状況に目を向けてみると、輸出に依存する中小企業、業績の悪化した大企業の下請企業は極めて厳しい状況に直面いたしております。

金融という観点でここ一年を見ましても、国内銀行の中小企業向け貸出残高が実に七ないし八兆円規模で減少しております。あるいは、日銀短観における中小企業が感じる金融機関の貸し出し態

度のデータも極めて悪化しております。

私も、先般、地元の不動産、建設関係業者の方々から、業況が厳しい、銀行の貸し出し姿勢が厳しいという声を伺っております。

さらには、米国発の危機は、今や中国やロシア、新興国にまで広がりを見せ、世界じゅうが困難な局面を迎える中で、経済全体が落ち込み、ますます我が国の経済に影響を及ぼし、中小企業もますます厳しい状況に至る懸念がございます。

私は、このような中小企業が大変困難な局面を迎えているという状況に接し、日本政府は直ちに緊急的な対応が必要であると考えますが、まずは、現在の中小企業金融を初めとする地域金融を取り巻く環境について、麻生総理大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

今回、政府から提出があつた金融機能強化法改正案及び保険業法改正案は、こうした要請に電光石火、雷電風雨のごとくこたえるものであります。私は、この施策は、現在の危機そして将来の危機の備えとして、中小企業及び地域経済、それを支える金融を支援する政策と位置づけられるものと理解しておりますが、改めて、金融機能強化法及び保険業法の改正趣旨について、中川金融担当大臣にお伺いいたします。

私は、今回の法案自体にももちろん賛成であります。ですが、金融機関の貸し出し姿勢という観点から一つ問題を提起しておきたいと思います。

金融機関は、預金を集めて貸し出しを行うとい

う業務の性質上、財務の健全性を保たなければならぬことは百も承知をいたしております。しかし、一方で、金融機関は、経済の血液ともいいうべき資金の円滑な循環を図っていくという命があることを忘れてはなりません。そのため

に、十年前、日本の金融危機においても、公的資本の注入によって金融機関の資本の増強を行い、信用秩序の維持を図ったわけであります。

銀行は、このような公的な使命をしつかりと受けとめ、少しでも国民に貢献する、中小企業に対してリスクをとつて積極的に貸し出しをする、こういう対応をすべきであると思います。

しかしながら、銀行は、結局、一步踏み込んだリスクテークを行っていないのではないかでしようか。銀行は、本来るべきリスクをとつておらず、中小企業向け貸し出しを積極的に行なうときは、いつも政府から後押しをしているようと思えてしまいますが、この点について、中川大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、法案の内容についてであります。やはり銀行は、公的資金を受け入れても、中小企業への貸し出しに本当に使うのか、自分の懐に入れてしまうのではないかという懸念を持つところであります。

本案は、ただ金融機関を救済し、金融機関だけが得をするようなものであつてはなりません。あくまで、本法案によって、中小企業、地域経済に対しても、確実にお金が回るようにならなければなりません。私は、この点について、堂々と地元の中企業の皆様にも説明をしたい、そして、今回の法律はそういう内容になつていると考へたいのであります。

そこで、政府に確認をしたいのですが、今回の法律においては、地域経済、中小企業金融の円滑化が図られるような手立てが講じられており、金融庁として適切にチェックしていくという理解でよいのか、中川大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

さて、今回の法律案では、銀行は、制度上一律には経営責任を問われない仕組みになつていて理解しております。しかし、仮に銀行の経営者が全く責任を問われないと、銀行には公的な資本が入ることにより救われるということがあります。銀行には公的な資本が入ることによって直接資本が入るわけではありません。一方、銀行には公的な資本が入ることにより救われるということがあります。

今回の法律は、中小企業の支援、中小企業金融の円滑化という目的があるにしても、中小企業に對して直接資本が入るわけではありません。一方、銀行には公的な資本が入ることにより救われるということがあります。銀行には公的な資本が入る以上、いかなる場合に公的な資金が注入される以上、いかなる場合に銀行が何も経営責任を問われないということになります。銀行が何も経営責任を問われないという理解でよいかどうか確認をさせていただければ、それでよいのかという疑問を感じるわけではありませんが、あくまで、これは制度上一律に問われないのであつて、一定の経営責任は問われると、その点について、ぜひ中川大臣の御所見をお伺いいたしたいと思います。

今回の金融機能強化法の改正により、金融機関を通じた中小企業金融の円滑化に向けた対応策が図られました。しかし、次のさらなる一手として、実体経済に直接訴えていく対応策も迅速に図ることが重要であります。

二〇〇七年の各経済圏の経済成長の内外需要の寄与度を見ますと、米国では内需一・六%に対し外需〇・六%、ユーロ圏は外需〇・六%に対し内

し、その履行状況を継続的にフォローアップしていくことにより、中小企業金融の円滑化を促進してまいります。

次に、公的資本参加を受ける場合の金融機関の経営責任についてのお尋ねがありました。今般の見直しは、世界的な金融市场の混乱を初めとする外的環境変化によって適切な金融仲介機能の発揮が妨げられないよう、金融機関の資本基盤の強化を積極的に図るものであります。したがつて、一定の数値基準等のみをもつて一律に経営責任の明確化を求める制度については、見直すこととしております。

ただし、国の資本参加を受ける以上、責任ある経営がなされることは大原則でございます。このため、例えば、申請時に責任ある経営体制の確保を図るための枠組みを内閣府令において設けるとともに、資本参加後は、経営強化計画の履行状況をフォローアップし、必要に応じ監督上の措置を講じいくことにより、責任ある経営が行われることを確保してまいり所存でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 中川正春君。

[中川正春君登壇]

○中川正春君 中川正春です。

民主党・無所属クラブを代表して、質問をいたします。(拍手)

サブプライムローン問題に端を発する金融危機は、世界を大きく揺るがしています。アメリカやヨーロッパの金融政策当局が不良債権の買い取りや巨額の資本注入を決断しても、株式市場の不安は深まるばかりで、株価が大きく下落をしております。日本の市場でも、昨日、麻生総理が六項目

に及ぶ市場安定策を打ち出しましたが、それにもかかわらず、株価は引き続き大きく下落をし続けました。市場は、思い切った金融安定策と景気に対する有効な刺激策を期待しております。今回の麻生総理の対応を市場は完全に見限つてしましました。今般の政権には何も期待ができないと市場は結論を出しているのであります。麻生内閣、不信任。

現状の閉塞感を脱して、思い切った金融対策と日本経済の内需拡大につながる構造改革を伴う経済対策を打ち出せる状況を日本は今こそつくらなければならぬ。そのためにも、解散・総選挙で

世界の金融情勢をトータルで判断することがいかに大事か、日本の経済対策はそこが今問われているのであります。今回の法案も、そうした狭い意味の現状認識から出発している限り、市場で十分な機能を果たすことは期待ができない、そのことをまず指摘しておきたいと思います。

そして、改めて質問します。

世界の状況がいかに深刻でも、日本は大丈夫だという間違った認識を總理も持つたまま、これからの対策を進めようとしているのですか。まず、

その出発点をはつきりとしておく必要があると思

います。

世界の金融市场は大きく収縮しています。これは、サブプライムで代表される劣悪なローンなどが証券化されて生み出された新たな金融商品全体で解散に踏み込めない、そういうことだと国民は

見透かしています。それを、現下の金融情勢が不安定だからと、もつともな理由にすりかえて解散を先送りするようなことがあるとすれば、それは

は、この国の危機への対応をも同時に先送りすることになります。現状から逃げて対応を先送りすることは、断じて許されません。

さて、法案自体の議論に入る前に、まず最初に確認をしておきたいことがあります。

与謝野経済財政担当相は、日本の現状は世界と違う、ハチが刺した程度の影響しかないと言われた。これは、リーマンの破綻だけに目を奪われて、破綻債権の所有が日本でどれだけあるかといふことだけを基準に、大丈夫だと発言されたのだと思います。もし大臣がこうした狭い認識の前提だけで政府の第二次経済対策を打ち出そうとしているのであれば、大変な間違いを犯しています。

改めて、法案の中身について質問をします。今回の法律で、具体的に、どの金融機関に対し

世界の金融情勢をトータルで判断することがいかに大事か、日本の経済対策はそこが今問われているのであります。今回の法案も、そうした狭い意味の現状認識から出発している限り、市場で十分な機能を果たすことは期待ができない、そのことをまず指摘しておきたいと思います。

そして、改めて質問します。

世界の状況がいかに深刻でも、日本は大丈夫だ

という間違った認識を總理も持つたまま、これか

らの対策を進めようとしているのですか。まず、

その出発点をはつきりとしておく必要があると思

います。

世界の金融市场は大きく収縮しています。これ

は、サブプライムで代表される劣悪なローンなどが証券化されて生み出された新たな金融商品全体で解散に踏み込めない、そういうことだと国民は

見透かしています。それを、現下の金融情勢が不

安定だからと、もつともな理由にすりかえて解散を先送りするようなことがあるとすれば、それは

は、この国の危機への対応をも同時に先送りすることになります。現状から逃げて対応を先送りすることは、断じて許されません。

さて、法案自体の議論に入る前に、まず最初に確認をしておきたいことがあります。

与謝野経済財政担当相は、日本の現状は世界と違う、ハチが刺した程度の影響しかないと言われた。これは、リーマンの破綻だけに目を奪われて、破綻債権の所有が日本でどれだけあるかといふことだけを基準に、大丈夫だと発言されたのだと思います。もし大臣がこうした狭い認識の前提だけで政府の第二次経済対策を打ち出そうとしているのであれば、大変な間違いを犯しています。

改めて、法案の中身について質問をします。今回の法律で、具体的に、どの金融機関に対し

てどのくらいの資金規模で資本投入をしようと考

えているのか、具体的な計画を政府は説明する必要があります。これは、マーケットに対するメッセ

ージとしても非常に大切なことであります。

次に、法案自体の政策ターゲットを明確にする必要があります。公的資金による資本注入は、金融機関の破綻を阻止するためのものなのか、それ

とも、中小企業の貸出枠の縮小を食いとめていくことを目的にするのか、明確にする必要があります。

セーブとしても非常に大切なことであります。

民衆の部会を通じての調査で明らかになつた

ように、金融機関の救済の例では、農林中金の経

営の失敗を今回の法案による救済対策に含めたこ

とにその典型があります。本来そこまで手を出す

ことは禁じ手であつたハイリスク債券にまで資金

運用を拡大して、大きくつまずいているのが現状

であります。この責任は、経営者のリスク管理に

あります。彼らの経営責任が問われることになる

のは当然であります。

また一方で、株価の大暴落という、自身ではコ

ントロールのできない現状に対応し切れない、地

方の金融を担う金融機関が存在するのも事実で

あります。急激な資本収縮に対してもBIS基準を満たすためには、それに対応する貸し出しの総額

を縮小せざるを得ない。その結果、立場の弱い中

小企業に対して、理不尽な貸しはがしや貸し渋りが現在既に起つております。

どちらも公的資金の直接投入の対象になつてお

りますが、結果、得られるものは違つてきます。

一方は金融機関の救済、もう一方は貸出枠、特に

地方の中小企業に対する貸出残高が縮小すること

どちらなのか、また、それを区別して、経営者の責任と情報の公開を義務づけているとすれば、具体的にどの条項で区別をしているのか、答えていただきたい。

農林中金に天下りをしている役員の個別の具体的な報酬についても情報を開示するよう求めます。また、新銀行東京に対しても資本注入をしていくつもりなのか、はつきりと答えてください。

石原都知事の責任を明確にできないまま救済することはあり得ない。私は、新銀行東京は今回のフレームから切り離すべきだと考えております。銀行の救済は、何回も言いますが、経営責任を問うこと、これが大前提であります。

さらに、法案が本当に機能するかどうか、具体的な運用を確かめる必要があります。

第一に、資本注入の枠はできても、それぞれの金融機関が具体的に手を挙げて公的資金の受け入れに応じるかどうかということです。手を挙げることは、あの銀行は危ないのでないかと後ろ指を指されるリスクが出てまいります。昨日も、大手銀行が、これは政府ではなく民間からの増資を計画していることが報道されただけで関連現実なのです。

今回の法案でも、それぞれの金融機関に対して強制的な資本注入をしていく前提にはなっておりません。今回の法案ではそれを具体的にどのように克服していくとしているのか、具体的に答えていただきたい。

また、資本注入で貸出枠が縮むことは防げても、それが中小企業に対する具体的な貸し出しに結びつくこと、金融機関が積極的にリスクをとつ

ていくことにつながつていなければ、本来の目的を達したことにはなりません。

小泉改革の矛盾は、地域経済や中小企業に大きな打撃をもたらし、ただでさえ疲弊していた状況非常に厳しいものにしております。それだけに、金融機関が思いつたりスクをとらないと中小企

業の真の救済策になつていかないことは、だれの目にも明らかであります。

信用保証枠の拡大はもちろん、破綻時の二〇%銀行負担枠を撤廃していくこと、中小企業向け貸し出し検査マニュアルを弾力的に運用して実態に合つたりスクステークの拡大を促す意思は政府にありません。

その他、この法案の運用の中で、具体的にどのような方法で実際の融資拡大をすることを担保しているのか、答えていただきたい。

世界市場は急速に収縮をしています。関係各国がこの危機に対して歩調を合わせ、資金の流動性を確保していくこと、これに全力を尽くすべきであります。金利、為替、国家破綻の途上国への救援措置など、各国が連携する中で必要な対策を速やかに打ち出していくべきであります。

一方で、サブプライム問題から始まつた今回の

世界の金融市场の破綻については、アメリカのギャンブル金融そのものに対して根本的な見直しのための議論を行っていく必要があります。証券化という手法を野放しにしたことが架空のマネーのバブルを招いたのではないか。格付機関の本責任を問わなくていいのか。時価会計ルールは本当の企業価値を反映しているのか。破綻連鎖の可能性を秘めたCDSなどの派生商品の崩壊危機と

これからの市場ルールをどのように設定していくのか。そのための国際的な舞台を早急に設置すべきであります。

総理、その会議をあなたはどうして日本で開こうと提唱しないのか。ここが今私たちの出番なのです。そのことを改めて指摘しておきたいと思います。

私は、今こそ、日本の政治が世界の中でリーダーシップを発揮し、日本経済を支える基本的な価値観に基づいた世界の金融ルールの再構築を提唱するときだと思っています。総理の力の源泉は、国民の支持があるかないかで決まるのです。総理、アメリカにしつかり物を言つていくときが今なのです。しかし、残念なことに、今のあなたの政治基盤では国際的なリーダーシップを唱えることができません。

改めて総理の解散・総選挙への決意を期待します。私の質問を終わります。
ありがとうございました。(拍手)
(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 中川議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、政府の方針について申し上げます。現在の国際金融情勢は、尋常ならざるものがあります。そのため、今回提案をしております金融のための議論を行っていく必要があります。証券化という手法を野放しにしたことが架空のマネーのバブルを招いたのではないか。格付機関の本責任を問わなくていいのか。時価会計ルールは本当の企業価値を反映しているのか。破綻連鎖の可能性を秘めたCDSなどの派生商品の崩壊危機と

げておきたいと存じます。

次に、各質問についてお答えをさせていただきます。

経済対策についてのお尋ねがありました。

日本の経済は、景気後退の上に、国際的な金融危機、それに伴う株価の下落が起こるなど、厳しい局面に立たされているものと認識をいたしております。

国民生活と日本経済を守るため、生活対策の策定を政府・与党に指示し、今週中を日程に取りまとめることといたしております。また、昨日二十七日には、株式市場の安定、金融機能の一層の強化、そして証券投資のすそ野の拡大に向けた対応

策の実施を関係閣僚及び与党幹部に指示したところであります。

こうした対策を速やかに実施することで、金融市場の安定化、経済の活性化につなげてまいりました。

次に、預金の全額保護についてのお尋ねがあります。

日本の金融システムは相対的に安定しております。預金の全額保護を行うことは、かえつて風評を招くおそれがあると考えております。また、我が国において、決済性預金の全額保護が既に措置をとられています。

私が国において、決済性預金の全額保護が既に措置をとられています。そのため、今回提案をしております金融のための議論を行っていく必要があります。そのため、今回提案をしております金融機能強化法案などの改正法案は、一日も早く成立させる必要があります。したがって、今後、野党から具体的な御提案があつた場合は、委員会審議を通じ、よりよい成案を早急に得られるのであれど、政府としても積極的に協議に応じてまいりました。

最後に、世界経済に関する国際会議を日本が主催する必要性についてお尋ねがありました。

務・金融当局が協調し、かつ迅速に現下の状況に対応していくことが極めて重要であると私も考えております。

こうした中、十一月十五日に、アメリカがG20と言われる各国の首脳を招待して、ワシントンにて金融・世界経済に関する首脳会合を開催することとなりました。日本としては、今後の世界経済、金融市場の安定のために重要な役割を果たすことが期待される米国が本件首脳会合を主催すると提案したことを持ったものであります。

日本は、本年のG8の議長国でもあり、かつて金融危機を十年、十一年前に克服した経験を持つております。首脳会合の成功に向け、米国を初めとする関係国と協議しつつ、リーダーシップを發揮していく考えであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)

○國務大臣(石破茂君) 中川議員にお答えをいたします。

農林中金の役員の個別の報酬についてのお尋ねをちょうだいいたしました。

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき、その業務及び組織運営が行われておりますが、この業務運営等については、他の金融機関と同様の規制、指導がなされております民間の金融機関であります。役員の個別の報酬につきましては、このような民間機関である農林中央金庫が決定する事項であり、政府としてお答えする立場にはございません。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣中川昭一君登壇〕
○國務大臣(中川昭一君) 中川正春議員にお答え申し上げます。

預金の全額保護についてのお尋ねでございますが、ただいま総理からもお答えいたしましたが、我が国の金融システムは相対的に安定しております。

また、現行の預金保険制度においては、決済用預金が全額保護の対象とされているとともに、システムリスクが生じるおそれがあると認定された破綻金融機関の預金は全額保護とされるなど、ティーネットが存在しております。

我が国におきましては、取りつけ騒ぎ等が起つた欧米諸国とは異なり、預金者が平静に行動しております。こうした状況において預金の全額保護を行うことにつきましては、逆に風評を招くおそれがあると考えております。

以上を踏まえますと、現段階で預金者保護の上限の見直しを検討することについては、慎重な対応が求められるものと考えております。

次に、今回の改正後における資本増強の状況に係る予測についてお尋ねがありました。

金融機能強化法に基づく個別金融機関の申請により行われるものであり、今後の申請状況について確たることを申し上げることは難しいと考えました。

いざれにいたしましても、今般、金融機能強化法の活用、使い勝手の改善を提案させていたい

ているところであります。國の資本参加を必要とする金融機関が、資本基盤の増強を通じ、適切な金融

仲介機能を発揮していくことを期待しております。

続きまして、金融機能強化法の目的と経営責任及び情報公開との関係についてのお尋ねであります。

我が国の金融機関は、世界的な金融市场の混乱を初めとする外的要因により損失が生じ、自己資本の低下も懸念されます。このような状況が続ければ、金融機関による金融仲介機能の発揮にも大きな支障となる可能性もあります。

我が国におきましては、取りつけ騒ぎ等が起つたがって、この法律は、金融機関の救済ではなく、国の資本参加を通じて金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援することを目的としたものであります。

このため、本法案では、一律に経営責任の明確化を求める現行制度を見直し、国の資本参加を希望する金融機関が申請を行いやしい環境を整えることとしております。その上で、経営強化計画を通じた経営管理体制の整備、改善を求め、資本参加後に国がこれを継続的にモニターすることにより、適切な経営管理体制の確立を行うこととしております。

一方で、世界的な金融市场の混乱という外的環境変化のもとで、金融機関の資本基盤の強化を積極的に推進する観点から、国の資本参加の要件を一部緩和するなど、今後、資本政策を検討されることとしております。

金融機関が申請を行いやすい環境を整えてまいります。

さらに、経営強化計画やその後の実施状況についての公表を義務づけることにより、金融機関による計画の着実な実施を行っていくこととしており、適切な経営管理体制の確立を行うこととしております。

中川正春議員のお尋ねがありました。

金融機能強化法においては、資本参加を受けようとする金融機関が、経営強化計画において、中小企業向け貸し出しの円滑化のための方策を策定し、金融庁がその方策について審査することとなつております。

また、資本参加後においても、当該金融機関

個別の金融機関に係る仮定の場合の対応については答弁を差し控えさせていただきます。

なお、一般論として申し上げれば、適用対象機関から公的資本参加の申請がなされた場合には、民間の有識者で構成される金融機能強化審査会の意見を聞きつつ、法令のつどり厳正に審査し、国の資本参加の可否を判断することとしております。

民間の資本参加の受け入れについてのお尋ねであります。ですが、強制的な資本注入の仕組みの導入は、システムリスクが生じるおそれがあるとの風評を招く可能性があるほか、経営判断にゆだねるべき資本調達について金融機関の自主性を損なうものであるから、困難であると考えております。

このため、今回の改正案におきましては、金融機関からの申請に基づく國の資本参加という枠組みを維持しております。

一方で、世界的な金融市场の混乱という外的環境変化のもとで、金融機関の資本基盤の強化を積極的に推進する観点から、国の資本参加の要件を一部緩和するなど、今後、資本政策を検討されることとしております。

中小企業向け貸し出しの拡大等についてお尋ねがございました。

金融機能強化法においては、資本参加を受けようとする金融機関が、経営強化計画において、中小企業向け貸し出しの円滑化のための方策を策定し、金融庁がその方策について審査することとなつております。

また、資本参加後においても、当該金融機関

施状況を定期的に金融庁に報告することが求められており、金融庁は、計画の履行状況について定期的にフォローアップすることとなつております。

なお、フォローアップの結果、計画の履行が不十分な場合には、報告を求め、原因を究明し、さらに、改善の努力が見られない場合には、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしております。

いずれにしましても、中小企業貸し出しの円滑化を図つていくためには、本法案の枠組みの活用を図るほか、金融検査マニュアルや責任共有制度の適切な運用、信用保証制度の拡充等、他の施策とあわせて、厚意厚目に中小企業金融の円滑化に向けた施策を総合的に実施していくことが重要であると考えております。(拍手)

(國務大臣与謝野馨君登壇)

○國務大臣(与謝野馨君) 日本経済の先行きにつきましては、当面、世界経済が減速する中で、下向きの動きが続くと見られます。さらに、欧米における金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大変動などから、企業収益の悪化や消費者マインドの冷え込みなどが生じること、金融面において、株安の影響などによる貸し渋り等により、必要な分野に必要な資金が回らなくなることなどから、景気の状況、とりわけ地域経済や中小企業の状況がさらに厳しいものとなるリスクが存在しているものと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 石井啓一君。

(石井啓一君登壇)

○石井啓一君 私は、公明党を代表しまして、ただいま議題となりました金融機能強化特措法改正案並びに保険業法改正案について、總理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

法案の質疑に入る前に、まず、今回の米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機に関して伺います。

今回の米国発の金融危機は、米国並びに欧州の大手金融機関が破綻あるいは実質国有化されるなど、一九二九年の大恐慌以来の百年に一度の危機的な事態と評されています。我が国の金融機関は、幸いにしてサブプライムローン関連の証券化商品への投資が少なく、金融システムは欧米と比べて比較的安定しています。

しかし、欧米の金融危機は実体経済の悪化をもたらし、急激な円高も相まって、自動車を初め我が国の輸出の減少が始まっています。ここ数年の

の緊急首脳会議が米国で開催されると承知しています。我が国としては、どのような方針で首脳会議に臨まれるのか、どのような発信をなされるのか、總理のお考を伺います。

總理は、欧米の金融危機勃発という事態に対処するため、補正予算成立直後の十月十六日に、新たな経済対策を策定すべく、政府・与党に指示をされました。十月二十三日には、与党の対策の骨格の申し入れに際して、住宅ローン減税について

最大控除可能額を過去最高に拡大、道路特定財源の一般化に際して一兆円を地方が使えるようなど、具体的な指示を出されました。

民主党の小沢代表は、政府・与党の経済対策は官僚ベースの延長線上の小手先の案で、市場は全く評価しないと批判をしましたが、私は全く的外れの批判であると思います。

總理は、みずからリーダーシップで、官僚任せではなくまらない大胆な対策を打ち出されようとしています。そこで、新たな経済対策に関する

総理の取り組み方針、お考を確認いたします。

サブプライムローン問題に関しては、多くの教訓が得られます。証券化という手法 자체は否定されることはあります。そのため、サブプライムローンのリスクが証券化により細分化され複雑化され、リスク自体が評価しにくくなり、あたかも破綻リスクが存在しないかのような高い格付が与えられました。さらに、レバレッジをきかせて取引されることにより、巨額の投資が行われました。

金融工学の高度化、複雑化がリスクの存在をあります。

また、十一月十五日に、金融危機に関してG20

の緊急首脳会議が米国で開催されると承知しています。我が国としては、どのような方針で首脳会議に臨まれるのか、どのような発信をなされるのか、總理のお考を伺います。

總理は、欧米の金融危機勃発という事態に対処するため、補正予算成立直後の十月十六日に、新たな経済対策を策定すべく、政府・与党に指示をされました。十月二十三日には、与党の対策の骨格の申し入れに際して、住宅ローン減税について

最大控除可能額を過去最高に拡大、道路特定財源の一般化に際して一兆円を地方が使えるようなど、具体的な指示を出されました。

民主党の小沢代表は、政府・与党の経済対策は官僚ベースの延長線上の小手先の案で、市場は全く評価しないと批判をしましたが、私は全く的外れの批判であると思います。

總理は、みずからリーダーシップで、官僚任せではなくまらない大胆な対策を打ち出されようとしています。そこで、新たな経済対策に関する

総理の取り組み方針、お考を確認いたします。

サブプライムローン問題に関しては、多くの教訓が得られます。証券化という手法 자체は否定されることはあります。そのため、サブプライムローンのリスクが証券化により細分化され複雑化され、リスク自体が評価しにくくなり、あたかも破綻

重要であり、危機対応としてやむを得ないと考えますが、一方で、金融機関の経営者のモラルハザードを招きかねないとの批判もあります。一律に責任を求めないということは、野方団にするということではありません。例えば、放漫經營などにより過少資本に陥った場合などは、当然厳しく責任を求めるべきです。

そこで、改正案における経営者のモラルハザードを招かないための対応策について、財務・金融大臣の答弁を求めます。

昨日、総理が指示された緊急市場安定化対策の一つとして、金融機能強化特措法に基づく政府の資本参加枠拡大の検討が盛り込まれました。与謝野経済財政担当大臣は、テレビの報道番組で、二兆円では足りない、十兆円くらいと述べました。が、政府として、二十年度当初予算で二兆円の資本注入枠を今後の予算でどの程度まで拡大するつもりなのか、財務・金融大臣に確認します。

また、今回の改正は、金融機関が中小企業への貸し渋り、貸しはがしを起こさないための予防的な措置です。過去の公的資本注入では必ずしも中小企業への貸し出しがふえなかつたことが批判されています。このたびの改正案による公的資本注入では、確実に中小企業への貸し出しがふえなければなりません。そのための制度的な担保をどのようにされるのか、財務・金融大臣に確認します。

昨年十月から、都道府県の信用保証協会で、それまでは借入額の十割保証をしていたものを、セーフティーネット保証は引き続き十割保証するものの、一般保証については借り入れの八割を保証し、残りの二割は金融機関が責任を負う責任共

有制度を始めました。制度開始以降、保証承諾額、承諾件数ともに減少し続けております。

金融機関が、二割の責任を負わされて融資の審査を厳しくしたことがあります。責任共有制度の名をかりて、本来融資可能な案件にも貸し渉り、貸しはがしをしているとの指摘があります。責任共有制度を口実とした貸し渉り、貸しはがしを起こさないように金融機関を厳しく監督すべきであります。財務・金融大臣の見解を伺います。

なお、私は、現下の金融情勢にかんがみて、責任共有制度は一時凍結してはどうかと指摘しております。私は、現下の金融情勢にかんがみて、責任共有制度は一時凍結してはどうかと指摘しております。

さらに、改正案では、協同組織金融機関の中央機関に対しあらかじめ公的資本を注入し、傘下の協同組織金融機関の資本支援に活用できるとともに、中央機関の健全性強化にも活用できる仕組みを新設しております。

現行の仕組みである単体としての中央機関への公的資本注入と、個別の協同組織金融機関への中央機関経由の資本注入でも同様の効果をもたらすと考えますが、新たな仕組みを設けた理由を財務・金融大臣に確認します。

特に、農協系統の金融機関に対しては、現行法では、単体の農林中金と信農連に対する資本注入は可能しておりますが、個別の信農連と農協により、農林中金にあらかじめ資本注入し、傘下の信農連や農協の資本支援をする必要性があるのかどうか、農林水産大臣に確認をいたします。

また、現行法でも改正案でも、大手金融機関の申請は排除されておりません。しかし、申請の際に提出する経営強化計画では、中小企業に対する

信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策が必要とされ、さらに、国の資本注入の条件として、地域における中小企業に対する金融の円滑化等が見込まれることとされているところから、法律は主に地域金融機関の利用を想定していると考えられます。財務・金融大臣の見解を伺いま

す。

保険業法の改正案に関して最後に質問します。大和生命の突然の破綻には驚きましたが、大和生命の場合、高いコストで資金を集めただけでリスクをとつて運用せざるを得なかつたという特殊なケースであり、他の生保の財務内容は健全であるとの説明がありました。しかし、株価の下落が著しいため、大量の株式を保有する生命保険会社の財務の健全性に懸念が生じかねません。直近の生命保険業界の財務状況について、財務・金融大臣に確認をします。

結びに、両改正案は、世界の金融危機に対応したことをお申し上げまして、私の質問といたします。（拍手）

（内閣総理大臣麻生太郎君登壇）

○内閣総理大臣（麻生太郎君） 石井議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、米国発の金融危機の我が国の景気、経済に対する影響と対応についてお尋ねがあつております。

我が国経済は、景気後退の上に、国際的な金融危機、それに伴います株価下落が起きております。また、現行法でも改正案でも、大手金融機関の申請は排除されておりません。しかし、申請の際に提出する経営強化計画では、中小企業に対する

定を政府・与党に指示をし、今週中を目途に取りまとめることといたしております。

また、昨日二十七日に、株式市場の安定、金融機能の一層の強化、証券投資のすそ野の拡大に向けた対応の実施を関係閣僚及び与党幹部に指示しました。

こうした対策を速やかに実施することで、金融市場の安定化、経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、G20緊急首脳会議についてお尋ねがありました。

本首脳会議の内容につきましては、関係国間で調整がなされることになつております。目下検討中であります。

日本としては、国際金融システムの機能の強化、また金融機関、市場に対する規制のあり方の検討、そして世界経済の減速に対応した適切なマ

クロ政策運営といった点が今重要なと考えております。また、会議では、短期的ないわゆる解決策のみではなく、中長期的に、あるべき国際金融システムのビジョンというのも首脳間で議論すべきと考えております。

日本は、本年のG8の議長国でもあり、かつて金融危機というものを克服したという経験も持っております。首脳会合の成功に向けて、米国を中心とする関係国と協議をしつつ、リーダーシップを発揮していきたいと考えております。

ところであります。

こうした新たな情勢のもと、十月十六日に、第一に生活者、第二に金融対策、中小企業・零細企業対策など、第三に地方の三つを重点分野とする新しい生活対策を早急に策定するよう、政府・与党に指示したところであります。この生活対策は、今週中を目途に政府・与党として取りまとめることといたしております。

最後に、サブプライムローンの問題の教訓についてのお尋ねがありました。

サブプライムローン問題に端を発する国際金融資本市場の混乱に対しましては、金融安定化フォーラムが報告書を、本年四月にG7に提出しております。その中で、市場参加者によるリスクの開示、格付機関による格付プロセスの改善など、取り組むべき課題が明示をされております。日本としては、これに着実に取り組んでいくとともに、金融システム安定化のための国際的なルールづくりの議論に引き続き積極的に参加しております。残余の質問につきましては、関係大臣より答弁をいたさせます。(拍手)

〔國務大臣中川昭一君登壇〕

○國務大臣(中川昭一君) 石井議員の御質問にお答え申し上げます。

我が国地域金融機関の業態ごとの直近の財務状況についてのお尋ねでございます。地域銀行おきましては、地域密着型金融の取り組み等によって収益力の向上に努めてきたところであります。金融市場の混乱等を背景に、二十年九月期の業績予想は、有価証券の減損処理費用や不良債権処理費用の増加等により、減益とな

る銀行が多いと承知をしております。

信用金庫、信用組合におきましても同様の背景のもとにあるものの、現在、二十年九月期の開示に向けた作業を行っているところであります。現段階では答弁を差し控えさせていただきます。

金融庁としては、引き続き、高い警戒水準を維持しつつ、金融市場の動向や地域の経済情勢が地域金融機関に与える影響につきまして注視しております。

次に、資本注入を受けた金融機関の経営者のモラルハザードについてのお尋ねがありました。

今般の見直しは、世界的な金融市場の混乱を初めとする外的環境変化によつて適切な金融仲介機能の発揮が妨げられないよう、金融機関の資本基盤の強化を積極的に図るものであります。したがつて、経営の実態を見ずに一定の数値基準のみをもつて一律に経営責任の明確化を求める制度については、見直すこととしております。

ただし、国の資本参加を受ける以上、モラルハザードを招かないよう、責任ある経営がなされることは大原則であると考えております。このため、例えは、申請時に責任ある経営体制の確保を図るための枠組みを内閣府令において設けるとともに、資本参加後は経営強化計画の履行状況をフォローアップし、必要に応じ監督上の措置を講じていくことにより、責任ある経営が行われることを確保してまいり所存でございます。

資本注入枠の拡大についてのお尋ねがありまし。昨日、総理より、金融機能の一層の強化策の一として、金融機能強化法による国の資本参加枠の拡大を検討するよう指示をいただいたところです。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

あります。

国の資本参加枠の拡大を検討するに当たつては、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、より積極的なリスクテークが行われるようにすることによつて、地域における円滑な金融機能が発揮されるよう、十分な枠を確保する必要があると考えております。このような考え方方に立つて、具体的な国

融資枠の拡大について検討してまいります。次に、中小企業への貸し出し増加のための制度的な担保についてのお尋ねがありました。

金融機能強化法におきましては、資本参加を受けようとする金融機関が、経営強化計画において中小企業向け貸し出しの円滑化のための方策を策定し、金融庁がその方策について審査することとなつております。

また、資本参加後においても、当該金融機関は、中小企業向け貸し出しの円滑化の方策等の実施状況を定期的に金融庁に報告することが求められており、金融庁は、計画の履行状況について定期的にフォローアップを行うこととしておりま

す。

なお、フォローアップの結果、必要な場合には監督上の措置を講ずることとしております。

本法案では、こうした枠組みを通じて、中小企業金融の円滑化を行う仕組みとなつてゐるところです。

責任共有制度と金融機関への監督についてのお尋ねでございます。

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行や経営支援を行うことを目的とする

ものであります。

金融機関においては、制度の趣旨を踏まえた円滑な運用に努める必要があると考えております。その際、金融機関は営業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、責任共有制度を口実として融資を謝絶するといったような不適切な対応を行わないことが重要と考えております。

金融庁としては、この点について監督指針に明記し、厳正な監督に努めているほか、さまざまな機会をとらえ、金融機関に対し要請を行つてきたところであります。

今後とも、中小企業庁とも連携しつつ、中小企業に対する資金供給の円滑化に努めてまいります。

協同組織金融機関の中央機関に対する新たな資本参加の枠組みについてのお尋ねでございます。

本参加と異なり、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的とするものであります。また、中央機関による個別金融機関への資本支援機能及びモニタリング機能を最大限活用すべく、国があらかじめ中央機関に資本参加し、当該中央機関の判断に基づき必要な資本提供を行うことを可能とする点で、中央機関経由での個別金融機関に対する資本参加と異なつております。

この新たな枠組みは、単体としての中央機関への資本参加と異なり、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的とするものであります。また、中央機関による個別金融機関への資本支援機能及びモニタリング機能を最大限活用すべく、国があらかじめ中央機関に資本参加し、当該中央機関の判断に基づき必要な資本提供を行うことを可能とする点で、中央機関経由での個別金融機関に対する資本参加と異なつております。

この新たな枠組みは、協同組織金融機関全体の金融機能を強化する観点から、従来の枠組みにはない効果をもたらすものと考えております。次に、金融機能強化法が対象とする金融機関の範囲についてのお尋ねでございます。

今般の金融機能強化法改正は、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援するとの考え方に基づき見直しております。地域における金融の円滑化を基本的なねらいとしております。このような目的、趣旨に合うものであれば、大手行に対しても国が資本参加を行うことも必ずしも排除されていないと認識しております。

いずれにせよ、改正案においては、国の資本参加を決定する際の審査基準の一つとして、地域における中小企業に対する金融の円滑化が見込まれることが掲げられており、この要件を満たすかどうか等について、申請した金融機関ごとに判断されることがあります。

最後に、直近の生命保険会社の財務状況についてのお尋ねでございます。

直近の株価の下落が生命保険会社の財務に一定の影響を与えていたという点は、議員御指摘のとおりでございます。

他方、生命保険会社はここ数年株式の保有を減らしており、株価変動の影響は小さくなっています。また、各生命保険会社は、経営効率化の推進や内部留保の拡充等、経営基盤の強化に努めております。

現時点におきまして、株価の下落が生命保険会社の経営に影響を与える状況には至っていないと認識しておりますが、引き続き緊張感を持っています。(拍手)

〔國務大臣石破茂君登壇〕

○國務大臣(石破茂君) 石井議員にお答えをいたしました。

農林中金を通じた信農連及び農協への資本支援の必要性についてのお尋ねをちょうどいいましたしま

した。

今般、協同組織金融機関の中央機関に対してあらかじめ国が資本参加し、さらに傘下の金融機関に資本支援をする仕組みを設けますのは、中央金融機関による資本支援機能等を最大限活用しつつ、協同組織金融機関全体としての金融機能の発揮を促進するためであります。

農協系統金融機関も、農林中金が農協等系統金融機関の余裕資金を集め、これを効率的に運用し、例えば、平成十九年度では果実として三千億円強を還元することで、農協系統金融機関の経営基盤を強化し、農家組合員への円滑な資金供給を通じてその経営の安定に寄与する等、他の金融機関と同様に地域経済に対して重要な役割を担つております。

このため、他の協同組織中央金融機関と同様に、農林中金に対してもあらかじめ国が資本参加をすることを可能とすることにより、信農連及び農協に資本注入ができる仕組みを構築することが必要であると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表し、金融機能強化法等の一部改正案について総理に質問します。(拍手)

アメリカ発の金融危機は、世界経済に大きな混乱をもたらし、日本経済に深刻な影響を広げています。

今回の金融危機の背景に、アメリカにおける金融バブルの極端な膨張がありました。この十年間の必要性についてのお尋ねをちょうどいいましたしま

来、金融自由化のもとで、銀行の貸出債権が売却され、証券化され、他の金融商品と組み合わせた

法案では、その資金は、預金保険機構が政府保証によって調達し、最終的な損失が出たときは国民が税金で負担する仕組みになっています。しかし

ステークホルダーや銀行・証券分離の原則を後退させたことを背景に、巨大複合金融機関が大規模な投機的取引に手を出し、今日、巨額の損失を発生させたのであります。

十月二十三日に行われた米議会公聴会で、FRB前議長のグリーンスパン氏は、金融派生商品の規制に消極的だったと指摘され、間違っていたと認めました。アメリカの金融自由化を手本に金融立国を推進してきたのが、日本政府であります。麻生総理、これまでの自由化一辺倒の路線を反省し、根本的に見直すべきではありませんか。お答えをいただきたい。

この間、政府は、対米協調の名のもとで、日銀とともに異常な低金利政策を進めてきました。こうしてつくられた日米間の金利差が、円キャリートレードによる大量の投機資金を生み出す土壤となり、投機を一層増幅させたのであります。麻生総理は、金融バブルを加速させてきた日本の責任についてどう感じているのでしょうか。

四月のG7では、国際展開する大手金融機関に対する各国当局の協力による共同監視が強調されました。一体、それはどこに行つたのでしょうか。十月のG7では、その姿勢を百八十度転換し、公的資金の投入に踏み出しました。バブルに踊った経営者の責任をとともに問はず、なぜカジノ経済のツケを国民に回すのでしょうか。

今、緊急に求められているのは、銀行の貸し出し姿勢を正すことであります。この十二年間、公的資金による銀行への資本注入は十二兆四千億円も行われてきたにもかかわらず、中小企業への貸

し出しは、九六年三月からことし八月までの間に、実に八十四兆円も減らされてきたのであります。全銀協会長は、それを反省するどころか、貸

は貸していないと開き直っているのであります。

中川財務・金融大臣は、これを正す姿勢を示しておりません。これでは、貸し済りを容認するようなものではありませんか。

総理、金融機関は、信用保証協会の保証つきでなければ貸さないのであります。この姿勢こそ正すべきであります。これを放置したまま、政府が信用保証制度に部分保証を導入したため、中小業者にとつて命綱というべき保証つき融資すら受けられない事態を招いています。直ちに全額保証に戻すべきではありませんか。

これまでの政策を見直し、公的金融制度の改善、拡充を行うべきであります。総理の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 佐々木議員から八問ちようだいしました。

まず最初に、今般の金融危機の背景についてのお尋ねがあつております。これまでの政策を見直し、公的金融制度の改善、拡充を行うべきであります。総理の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

今般の米国発の金融危機は、証券化商品に代表されます新しいタイプのビジネスモデルが急速に拡大していく中で、金融機関がそのリスクを適切に管理できず、金融市场が機能不全に陥つたものと理解をいたしております。

我が国の金融機関は、サブプライムローン関連商品の保有額が限定されておりませんなど、欧米に比べれば、金融システムは相対的に安定はいたしております。しかしながら、金融市场の規律の確保は重要であります。引き続き、米国を初めとする関係各国と緊密に連携をしつつ、国際金融市场の安定化に努めてまいる所存であります。

次に、ゼロ金利政策及び過剰流動性についてお

尋ねがありました。

日本銀行は、バブル崩壊後のデフレという極めて厳しい経済・物価情勢に対応するため、御指摘の金融政策を講じたものと考えております。

なお、金利水準が投資行動、市場の流動性にどのような影響を及ぼすかについては、国内外の経済や金融市场の動向によってさまざま面が考えられるところであります。G7の取り組みについてのお尋ねがあつておりました。

サブプライムローン問題に端を発します国際金融市场の混乱に対しましては、本年四月に金融安定化フォーラムが報告書をG7に提出しておりますのは御存じのとおりです。その結果、当局間の情報交換、連携の改善のため、本年末までに、グローバルに活動する大手金融機関ごとに国際的な監督当局間グループを設置する方向で作業が進められております。

また、十月のG7では、現下の危機的状況についての共通の認識のもとで、金融市场を安定化させ、信用の流れを回復するための五項目の行動計画をまとめ、明確なメッセージとして打ち出しました。

日本としては、これに着実に取り組んでいくとともに、金融システム安定化のための国際的なルールづくりの議論に引き続き積極的に参画することはありません。

次に、国の公的資本参加の場合の損失負担についてお

世界的な金融市场の混乱という外的な環境変化のもと、地域経済、中小零細企業が厳しい状況に直面をいたしております。本法案は、我が国金融機関全体のリスクテーク能力の低下が懸念されて

いる中で、中小企業金融を初めとする適切な金融仲介機能の発揮を確保するためのものであります。金融機関の負担を前提とすることは、全体としてのリスクテーク能力の向上につながらず、適切ではないと考えております。

金融機能強化法による国の資本参加の目的についてのお尋ねがありました。現在、サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市场の混乱という外的な環境変化のもと、地域経済、中小企業が厳しい局面に直面をいたしております。こうした中で、金融機関のリスクテーク能力の低下というものが懸念されておりまして、そのため、国の資本参加によって金融機関の資本基盤を積極的に強化するというのを目的として、本法案を提出したものであります。

資本注入の要件緩和と中小企業貸し出しへの影響についてのお尋ねもあつております。

本法案において、資本参加を受ける金融機関に對し、中小企業向け貸し出しの円滑化のための方策の策定を求めるとともに、金融庁がその計画を審査、フォローアップして、必要に応じ監督上の措置を講じていくことといたしております。フォローアップの過程で問題が発覚した場合には、監督上の措置として、実質的に経営者の責任を求めることはあり得ると考えております。

次に、銀行の貸し出し姿勢についてのお尋ねがありました。

中小企業の業況は厳しい状況にあると存じます。政府としては、十月十五日に、金融機関の代表者を集めて、中川大臣から中小企業金融の円滑化に向けた要請を行つたところであります。ま

た、中小企業金融の実態把握のため大臣自安箱を設置するなど、政府としても借り手の声を直接聞くことに努めております。

各金融機関におきましては、適かつ積極的な金融仲介機能を発揮することを期待しております。本法案がそのため大きな役割を果たすことと存じております。

最後に、公的金融制度についてのお尋ねがありました。

金融機関と信用保証協会が適切に責任を分担し、中小零細企業に対し、金融機関が主体的な經營支援を行うことを促すために、昨年十月より責任共有制度を導入したところであります。導入に際しましては、困難に直面しております中小零細企業に配慮し、小規模企業への保証やセーフティーネット保証は例外としております。

今月末から開始する緊急保証制度も、責任共有制度の例外として、一〇〇%保証といたします。これにより、対象業種がほぼ三倍の五百四十五業種へと拡大され、全中小零細企業の三分の一が一〇〇%保証が受けられることになります。

今後、年末に向け、従業員への冬のボーナス支給など、中小零細企業の資金繰りというものはさらに厳しさを増すものと考えております。情勢を注視し、中小零細企業の資金繰り対策に万全を期していかねばならぬと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

ただいま議題となりました政府提出の金融機能強化のための特別措置に関する法律等について、社会民主党・市民連合を代表して質問いたしました。(拍手)

サブプライムローンに端を発する世界金融危機は、実体経済にも大きな打撃を与えています。

特に、リーマン・ブラザーズ破綻以降、日米欧の株式市場は大暴落となつており、為替市場も、ユーロを含め各国通貨はドルに対して下がっている中で、円だけは上昇、一ドル九十円台という記録的な円高水準となつています。

欧米各国は、公的資金の注入など安定化策を次々と行い始めていますが、危機的な様相は一向に改善されていません。我が国でも、急激な円高と七千円台ぎりぎりという株価の暴落から実体経済の悪化に向かっており、このまま放置すれば、日本経済は不況に突入し、最悪の事態となりかねません。既に多くの非正規雇用の方々が解雇や雇い止めされ、路頭に迷う事態となっています。

日本経済は、この間、極端な輸出依存に頼つてまいりました。これが日本経済の弱点となつておなり、今般の世界的な金融危機に際しても弱さを露呈させる大きな要因になつていると考えます。そもそも、この間の日本経済の輸出依存は、二〇〇〇年代前半、小泉首相の時代に、竹中氏と組んで行つた政策の帰結であります。すなわち、低金利から円安に誘導し、輸出産業を活性化させるというものでした。小泉、竹中氏が行つてきた輸出依存政策は、実は、内需拡大ないがしろの政策で

(号外)

官報

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する阿部知子君の質疑

もありました。賃上げもほとんど行われず、低所得の非正規雇用をふやし、社会保障費の伸びを抑制し続けてきたのです。

麻生総理は、このたび、内需拡大に手を打つと述べています。もし本当にそうであれば、まず、こうしたいびつな経済構造をつくり出した政府みずから政策を明確に反省した上で出発すべきと考えますが、総理の御所見をお伺いしたいと思います。

また、内需拡大というのであれば、自然エネルギー関連産業、環境産業あるいは医療産業などに大胆にシフトするなど、政府が二十一世紀にふさわしい新たな産業戦略のメッセージを内外に打ち出すべきと考えますが、麻生総理の御所見をお伺いしたいと思います。

金融機能強化法案につきましては、株価の暴落により、このままで自己資本の毀損から貸し渋りが拡大する可能性が極めて高い中で、その対策が必要なことは論をまちません。しかし、資本注入を受ける金融機関の役員報酬の開示も不十分であり、しかも、その経営責任を問う条文をすっぽり今回削除するなど、多くの問題があると考えています。

加えて、同法案では、資本注入の条件として、地域における金融の円滑化が見込めることが述べられておりますが、果たして、地域における金融の円滑化は本当にこれで可能なのでしょうか、それ

政府提案の金融機能強化法案は、使い勝手をよ

くするためと称し、金融機関の経営責任のみならず、組織再編すら条件にしておりません。ところがその一方で、ペイオフは完全実施されておりま

す。二〇〇五年四月から普通預金などは一千万円までしか保護されないのでです。これでは、金融機関は救済しますが、預金者である国民は自己責任ですよといふのには等しいではないでしょうか。全額保護あるいは限度額を引き上げることを当然検討すべきと考えますが、麻生総理大臣の国民の立場に立つた答弁をお願いいたします。

公的資金注入は、最後には国民の血税による負担が伴う政策であり、決して金融機関救済にとどまるものではありません。あくまで、経済、金融全体を活性化させるという基本点を踏まえ、徹底した情報公開などの抜本的な対策を進めることができます。

問われていることを申し述べて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 阿部議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、小泉政権時代の政策の評価についてのお尋ねがあります。

日本の活力を取り戻すために小泉総理が取り組まれた構造改革は、一定の成果を上げたと認識しております。しかしながら、現在、地域格差の拡大など改革に伴うひずみが指摘をされ、また、景気後退や米国発の金融不安など新しい課題が出てきていることも事実であります。このため、改革による成長を追求するとともに、ひずみへの配慮と新しい課題の解決に取り組み、民間需要主導の持続的な成長の実現を図つてまいりたく考えてお

ります。

内需拡大よりも新たな産業政策を打ち出すべきとのお尋ねがありました。

日本が将来にわたつて発展していくためには、二十一世紀という時代にふさわしい新しい経済構造を構築することが重要、私もそう思いますが、このため、世界に先駆けて低炭素社会を実現することを目指すなど、中長期的な視野に立つた新経済成長戦略を進めてまいります。

それと同時に、現下の厳しい経済情勢に対しても、短期的にしつかりと手を打たなければならぬこともあります。今そこにある危機に、まさにのめ込まれようとしております中小零細企業や家計に対する支援も積極的に講じていかなければなりません。

ただ、その際にも、将来的な産業構造を見据えた政策を積極的に取り入れる考えであります。このため、新たな経済対策においては、省エネ・新工場設備への投資については全額即時損金算入を検討するよう、政府・与党に指示したところです。

預金保護の上限見直しについてのお尋ねがありました。

我が国の金融システムは、相対的に安定はしております。預金保護の上限見直しを行うことは、かえつて風評を招くおそれがあると考へてもおりません。また、我が国におきましては、決済性預金の全額保護が既に措置されているなど、適切なセーフティーネットが整備をされてもおります。したがつて、現時点で預金保護の上限見直しを検討することには慎重な対応が必要だと考へております。

(号) 外 報 官

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(國務大臣中川昭一君登壇)

○國務大臣(中川昭一君) 阿部議員にお答え申し上げます。

地域金融の円滑化の確保についてのお尋ねでござりますが、金融機能強化法におきましては、資本参加を受けようとする金融機関が、経営強化計画において中小企業向け貸し出しの円滑化のための方策を策定し、金融庁がその方策について審査することとなつております。

また、資本参加後においても、当該金融機関は、中小企業向け貸し出しの円滑化の方策等の実施状況を定期的に金融庁に報告することが求められており、金融庁は、計画の履行状況について定期的にフォローアップをすることとなつております。

なお、フォローアップの結果、必要な場合には監督上の措置を講ずることとしております。

本法案では、こうした枠組みを通じて、中小企業金融の円滑化を行うための仕組みをつくつているところでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

出席國務大臣	
内閣總理大臣	麻生 太郎君
財務大臣	中川 昭一君
農林水産大臣	石破 茂君
国務大臣	与謝野 鑑君
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	松本 純君
内閣府副大臣	谷本 龍哉君
内閣官房副長官	戸田信久君
内閣府副大臣	佐伯仁志君
内閣官房副長官	山口廣秀君
内閣府副大臣	佐藤正彦君
内閣官房副長官	岩村正彦君
内閣府副大臣	岡部喜代子君
内閣官房副長官	春日偉知郎君
内閣府副大臣	柴田和史君
内閣官房副長官	板澤葉子君
内閣府副大臣	野崎薰子君
内閣官房副長官	藤重由美子君
内閣府副大臣	坂東規子君
内閣官房副長官	廣見和夫君
内閣府副大臣	藤村誠君
内閣官房副長官	山川隆一君
内閣府副大臣	仁田道夫君
内閣官房副長官	春日偉知郎君
内閣府副大臣	柴田和史君
内閣官房副長官	板澤葉子君
内閣府副大臣	野崎薰子君
内閣官房副長官	坂東規子君
内閣府副大臣	廣見和夫君
内閣官房副長官	藤村誠君
内閣府副大臣	山川隆一君

出席國務大臣

一、去る二十四日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に戸澤和彦君を任命したいの

で、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二十四日、内閣から、地方財政審議会委員に神野直彦君を任命したいので、総務省設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、中央更生保護審査会委員に戸田信久君及び北村節子君を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得た旨の要求書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、公安審査委員会委員長に田中康久君を、同委員に宮家邦彦君、佐伯仁志君及び長谷部由起子君を任命したいの

で、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、中央更生保護審査会委員に戸田信久君及び北村節子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、公安審査委員会委員長に田中康久君を、同委員に宮家邦彦君、佐伯仁志君及び長谷部由起子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

出席國務大臣

一、去る二十四日、内閣から、労働保険審査会委員に井上和子君及び宮崎公男君を任命したいの

で、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい

旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二十四日、内閣から、検査官に山浦久司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、検査官に山浦久司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、地方財政審議会委員に戸澤和彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、中央更生保護審査会委員に戸澤和彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、公安審査委員会委員長に田中康久君を、同委員に宮家邦彦君、佐伯仁志君及び長谷部由起子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は、労働保険審査会委員に井上和子君及び宮崎公男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る二十四日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 木村 隆秀君 (理事野田聖子君去る八月二日委員辞任につきその補欠)

理事 山本 明彦君 (理事奥野信亮君去る九月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 吉田六左門君 (理事大野功統君去る九月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 江崎洋一郎君 (理事田中和徳君去る九月二十九日委員長就任につきその補欠)

理事 竹本 直一君 (理事後藤田正純君去る九月二十九日理事辞任につきその補欠)

理事 江崎洋一郎君 (理事田中和徳君去る九月二十九日委員長就任につきその補欠)

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律別措置法の一部を改正する法律案
(調査要求承認)

一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

議院運営委員

辞任

補欠

あかも二郎君

浮島 敏男君

あかも二郎君

(議案提出)

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十月二十四日

(質問書提出)

衆議院議長 河野 洋平殿 財務金融委員長 田中 和徳

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

赤字国債発行に関する第三回質問主意書(滝実君提出)

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

裁判員制度の問題点に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する質問主意書(山井和則君提出)

年金記録確認第三者委員会等に関する質問主意書(山井和則君提出)

竹島問題についての政府広報冊子に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

衆議院議員山井和則君提出訪問介護サービスについての事務連絡に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出訪問介護人材確保連絡算要求予算に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出高齢者虐待防止法等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出二ートの状態にある子どもを扶養する世帯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出標準報酬月額の改ざんが疑われる一四四万件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出シンドラー社製エレベーター死亡事故の原因究明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出「消された年金」問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国で無罪が確定した事案に関し邦人が米国で逮捕された件に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出事故米および飼料の安全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出「年金記録」の「三百十万余件廃棄事故」に関する質問に対する答弁書

平成二十年十月十四日提出
質問第一一二二号

検察庁における取調可視化への検討等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第五六号)を踏まえ、再質問する。

検察庁における取調可視化への検討等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第五六号)を踏まえ、再質問する。

平成二十年十月二十四日

内閣衆質一七〇第一一二二号
内閣総理大臣臨時代理 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調可視化への検討等に関する再質問に対する答弁書

四 証人や参考人等、容疑者以外の人物に対して、検察官が取調を行う際の可視化措置について、前回答弁書で検察庁は「被疑者以外の者の取調べについて、録音・録画を試行することは考えていないものと承知している。」との答弁をしているが、前回質問主意書で触れた様に、二〇〇二年六月に逮捕された当方の関係者も、証

人、参考人として検察庁に呼ばれ、取調を受けた際に、密室で検察官より誘導され、強圧的、脅迫的な事情聴取、取調を受け、一方的に調書を取られ、また、証人尋問の数日前から連日東京地検で尋問のリハーサルを行わされ、その際に担当検事から、不正な行為の働きかけをお願いした旨の答えが予め書き込まれた尋問事項書を渡され、証人として出廷した際にはこう質問されるがしていいる。「五十分も検察とすり合わせをさせられ、検察の思い通りの証言をした」。大

物公認会計士をめぐる刑事裁判で、関係者が、

五 検察庁におけるやり方は、証人、参考人となる人物に圧迫感、威圧感を与え、裁判の公平さ、公正さを欠くものとなると思料すること

六 取調可視化への検討等に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

七 検察当局においては、証人尋問を円滑に行うため、刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第百九十一條の三の規定に基づいて、証人が体験した事実、記憶状況、表現能力等について十分確認するなどし、適切に証人尋問の準備を行っているものと承知している。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調可視化への検討等に関する再質問に対する答弁書

四について

五について

六について

七について

八について

九について

十について

十一について

十二について

十三について

十四について

十五について

十六について

十七について

十八について

十九について

二十について

二十一について

二十二について

二十三について

二十四について

二十五について

二十六について

二十七について

二十八について

二十九について

三十について

三十一について

三十二について

三十三について

三十四について

三十五について

三十六について

三十七について

三十八について

三十九について

四十について

四十一について

四十二について

四十三について

四十四について

四十五について

四十六について

四十七について

四十八について

四十九について

五十について

五十一について

五十二について

五十三について

五十四について

五十五について

五十六について

五十七について

五十八について

五十九について

六十について

六十一について

六十二について

六十三について

六十四について

六十五について

六十六について

六十七について

六十八について

六十九について

七十について

七十一について

七十二について

七十三について

七十四について

七十五について

七十六について

七十七について

七十八について

七十九について

八十について

八十一について

八十二について

八十三について

八十四について

八十五について

八十六について

八十七について

八十八について

八十九について

九十について

九十一について

九十二について

九十三について

九十四について

九十五について

九十六について

九十七について

九十八について

九十九について

一百について

一百一について

一百二について

一百三について

一百四について

一百五について

一百六について

一百七について

一百八について

一百九について

一百十について

一百十一について

一百十二について

一百十三について

一百十四について

一百十五について

一百十六について

一百十七について

一百十八について

一百十九について

一百二十について

一百二十一について

一百二十二について

一百二十三について

一百二十四について

一百二十五について

一百二十六について

一百二十七について

一百二十八について

一百二十九について

一百三十について

一百三十一について

一百三十二について

一百三十三について

一百三十四について

一百三十五について

一百三十六について

一百三十七について

一百三十八について

一百三十九について

一百四十について

一百四十一について

一百四十二について

一百四十三について

一百四十四について

一百四十五について

一百四十六について

一百四十七について

一百四十八について

一百四十九について

一百五十について

一百五十一について

一百五十二について

一百五十三について

一百五十四について

一百五十五について

一百五十六について

一百五十七について

一百五十八について

一百五十九について

一百六十について

一百六十一について

一百六十二について

一百六十三について

一百六十四について

一百六十五について

一百六十六について

一百六十七について

一百六十八について

一百六十九について

一百七十について

一百七十一について

一百七十二について

一百七十三について

一百七十四について

一百七十五について

一百七十六について

一百七十七について

一百七十八について

一百七十九について

一百八十について

一百八十一について

一百八十二について

一百八十三について

一百八十四について

一百八十五について

一百八十六について

一百八十七について

一百八十八について

一百八十九について

一百九十について

一百九十一について

一百九十二について

一百九十三について

一百九十四について

一百九十五について

一百九十六について

一百九十七について

一百九十八について

一百九十九について

一百二十关于

一百二十一關於

一百二十二關於

一百二十三關於

一百二十四關於

一百二十五關於

一百二十六關於

一百二十七關於

一百二十八關於

一百二十九關於

一百三十關於

一百三十一關於

一百三十二關於

一百三十三關於

一百三十四關於

一百三十五關於

一百三十六關於

一百三十七關於

一百三十八關於

一百三十九關於

一百四十關於

一百四十一關於

一百四十二關於

一百四十三關於

一百四十四關於

一百四十五關於

一百四十六關於

一百四十七關於

一百四十八關於

一百四十九關於

一百五十關於

一百五十一關於

一百五十二關於

一百五十三關於

一百五十四關於

一百五十五關於

一百五十六關於

一百五十七關於

一百五十八關於

一百五十九關於

一百六十關於

一百六十一關於

一百六十二關於

一百六十三關於

一百六十四關於

一百六十五關於

一百

官 報 (号 外)

任において、任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件につき、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を試行しているものと承知しており、被疑者以外の者の取調べについて、録音・録画を試行することは考えていないものと承知して いる。

である。」との説明がなされているが、「日豪E.P.A」交渉を始めるこことを決定するに当たり、政府は我が国の各農業協同組合や各農業団体、生産者等、我が国において農業に従事する人々に、何らかの相談、報告、または「日豪E.P.A」締結により我が国が獲得できるメリット、同時に我が国が被るデメリット等についての説明をしたか。

「政府としては、食料自給率の目標達成に向け資するものかと問うたが、「前回答弁書」では、農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指している。」と、何ら明確な答弁がなされていない。

とオーストラリアとの経済連携協定(以下「日豪EPA」という。)のメリット・デメリット等について検討を行い、共同研究の最終報告書を公表したところである。

平成二十年十月十四日提出
質問第一一三号
日本EPAが我が国農業へ与える影響等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

日蒙EPAが我が國農業へ与える影響等に関する再質問主意書

オリスマトラリアとの経済連携協定(以下、「日豪

ESCA」という。(こついで、その交渉が始めら

此の二つの怪異を前にして、筆者も嘆息する。

木が子守歌の絵絵を前回質問意図一問三答
二二二三、「前回質問二十二三」至成二五三二二

【前回答弁書】では、平成十五年七月の

ハリコト・オレノトモリ万首相(当時)訪日を受

げて始められた曰豪貿易經濟枠組みに基く作

業の結果を踏まえて
平成十七年四月に開始さ

れた共同研究の最終報告書が
平成十八年十二

月に取りまとめられた。これを見て、同月の

安倍内閣総理大臣(当時)とハワード・オースト

ラリア首相(当時)との間の電話会談において、

日豪EPA交渉を開始することに合意したもの

である。」との説明がなされているが、「日豪EPA」交渉を始めることを決定するに当たり、政府は我が国の各農業協同組合や各農業団体、生産者等、我が国において農業に従事する人々と、締結により我が国が獲得できるメリット、同時に我が国が被るデメリット等についての説明をしたか。

二 「日豪EPA」について、前回質問主意書で、「日豪EPA」締結により、重要品目の関税が撤廃された場合を想定して、北海道庁が試算した「北海道が受ける被害額、失業者数等(以下、「北海道試算」という。)」を挙げ、これらに対する政府の見解を問うたところ、「前回答弁書」では、「日豪EPA」交渉においては、農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指している。」との答弁がなされているが、右答弁で言う「守るべきもの」とは何か、また我が国にとっての「最大限のメリット」とは具体的に何を指すのか、それぞれ詳細に説明されたい。

三 「北海道試算」の様に、政府は独自に「日豪EPA」締結により重要品目の関税が撤廃された場合の被害額や失業者数等について試算を行っているか。

四 三で、行っていないのなら、それはなぜか。
政府は確定する見通しもないまま「日豪EPA」締結を目指しているということか。

五 前回質問主意書で、「日豪EPA」締結が我が国の食料自給率の向上並びに政府目標の達成に

「政府としては、食料自給率の目標達成に向けた取り組んでいます。日豪EPA交渉においては、農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指している。」と、何ら明確な答弁がなされていない。「日豪EPA」により重要品目の関税が撤廃された場合、コスト面での競争に全く歯が立たない我が国の農業は壊滅的打撃を受け、我が国の農家は軒並み離農を余儀なくされ、結果的に我が国の食料自給率は低下を免れないと考える。「日豪EPA」締結は、食料自給率の向上という政府目標に真っ向から対立するものと考えるが、政府の見通しを明確に述べられたい。

とオーストラリアとの経済連携協定(以下「日豪EPA」という。)のメリット・デメリット等について検討を行い、共同研究の最終報告書を公表したところである。

二について

政府としては、日豪EPA交渉において、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指しているが、「守るべきもの」や「最大限のメリット」を具体的に示すことについては、交渉の帰趨に関する予断を招き、我が国の交渉上の立場を損なうおそれがあることから回答を差し控えたい。

三及び四について

オーストラリア産農産物に対する関税が撤廃された場合の影響については、農林水産省において、一定の前提を置いた上で、試算を行つている。

五について

政府としては、食料自給率の目標達成に向けて取り組んでいる。現在交渉中の日豪EPAについては、妥結後の影響について言及することは困難であるが、交渉においては、農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指している。

制定する一方で「竹島の日」を制定しない、また

はできない理由等、右に挙げた北方領土問題と

竹島問題に対する政府の取組の具体的な事例につ

き、それぞれ取組内容が異なる理由となる「そ

れぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等」につ

いて、具体的かつ詳細に説明されたい。

二 政府職員、特に外務省職員、更にその中でも

アジア大洋州局長、北東アジア課長及び北東ア

ジア課の職員は、公務として島根県隱岐の島町

に行つたことはこれまであるか。

三 北方領土問題について、昭和五十七年に制定

された北方領土問題等の解決の促進のための特

別措置に関する法律(以下、「北特法」という。)

及び昭和五十八年に決定された北方領土問題等

の解決の促進を図るための基本方針(以下、「基

本方針」という。)により、北方領土問題原点の

地であり、北方領土に隣接する根室市、中標津

町、標津町、別海町、羅臼町の一市四町の発

展、振興を国土交通省が主導する形で推進し

ていると承知するが、竹島問題についても「北

特法」並びに「基本方針」にそれ相応する法

律、政府方針は定められているか。

四 三で、定められていないのなら、竹島問題に

ついても同様に、竹島問題の解決の促進のため

の特別措置に関する法律並びに竹島問題の解決

の促進を図るための基本方針を定め、竹島問題

原点の地である島根県隱岐の島町の発展、振興

を図る必要もあると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一一五号

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に

係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対

応の相違及び認識等に関する第三回質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 鈴木宗男君提出竹島及び北方領

土に係る我が国が抱える領土問題に対する

政府の対応の相違及び認識等に関する第三

回質問に対する答弁書

平成二十年十月十五日提出
質問第一一六号
国家主権に対する政府の認識に関する第三回
質問主意書

前回答弁書(内閣衆質一七〇第七八号)を踏まえ、再度質問する。

弁を求める。

二 「前回答弁書」では、「御指摘の見解は、政府の見解とは異なる。」と、どちらも我が国の国家

主権が侵害されているという意味で何ら違いはない「不法占拠」と「拉致」について、「拉致」への対応

を後回しにすべきという見解は政府見解とは異なるとの答弁がなされているが、では「藤本発言」

は政府見解とは異なると理解して良いか。

三 当方は、「藤本発言」を行つた藤本氏個人を責めているのではない。外務省職員が政府の公式

見解と異なる私見を述べることは必ずしも禁じられておらず、外務省職員個々人が個々人独自の考え方を持つことを否定しているのでもない。

当方が危惧しているのは、「藤本発言」に現れている様に、国家主権が侵害されている事案を分けて考え、どちらかを優先し、どちらかをない

見解と異なる私見を述べることのないように違う私見を述べるという考え方では、我が国の国益を

毀損しかねないということである。外務省においては、職員個々人の私見とは言えども、「藤本発言」の様に我が国の国益を損ねかねない認識を外務省職員が有している場合は、その点に

いたは、職員個々人の私見とは言えども、「藤本発言」の様に我が国の国益を損ねかねない認識を外務省職員が有している場合は、その点に

「竹島問題について問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行つていいく」とと「拉致問題については、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現することに対し、政府が同程度の熱意、やる気を持って取り組む決意を披瀝したものと理解して良いか。確認を求める。右質問する。

内閣衆質一七〇第一一六号
平成二十年十月二十四日

内閣總理大臣臨時代理

河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出国家主権に対する政
府の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国家主権に対する
政府の認識に関する第三回質問に対する
答弁書

一から三までについて

質疑応答も含めて、御指摘の講演において御
指摘の者が御指摘の発言を行つた事実があると
は承知していない。これは御指摘の者に確認し
た上で回答である。

四について

竹島問題及び拉致問題のいずれについても、
先の答弁書(平成二十年十月十四日内閣衆質一
七〇第七八号)五についてで述べたそれぞれの
方針に基づき、適切に対応していく考え方であ
る。

平成二十年十月十五日提出
質問 第一一七号

我が国が抱える領土問題についての政府広報
冊子に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

認を求める。

四 三の政府方針を決定した政府部局はどこか。
また、その方針を決定した担当責任者の官職氏
名を明らかにされたい。

五 「竹島問題を理解するための十のポイント」を
作成した本年二月の時点で、なぜ政府は全国会
議員並びに全都道府県庁に配付しなかつたの
か。なぜ十月になつてようやく配付することと
なつたのか、その理由を説明されたい。

六 「竹島問題を理解するための十のポイント」に
ついて、我が国内外でその内容に異議を唱え
る主張が、書籍の発行、雑誌等への論文の掲載
等の方法によりなされたことはあるか。

七 六で、なされたことがあるのなら、外務省と
してそれに対する反論等、どの様な対応をとっ
ているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一一七号
平成二十年十月二十四日

内閣總理大臣臨時代理

河村 建夫

全都道府県庁には配付していないと答弁してい
るが、右は 同冊子が作成された当初は 外務
省として全国会議員及び全都道府県庁には配付
しないという方針でいたということか。確認を
求める。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える
領土問題についての政府広報冊子に関する
第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の冊子については、全府省に配布して
いる。

二から五までについて

御指摘の冊子については、本年二月以降、要
望等に応じて配布してきたところであるが、本
年八月に計二万部を増刷したことを受け、全国
会議員事務所及び全都道府県庁に配布したもの
である。

六及び七について

外務省としては、御指摘のような主張がなさ
れたことはあると承知しているが、竹島の領有
権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題
の平和的解決を図るとの観点から、注視してき
ているところである。

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一八号

訪問介護サービスについての事務連絡に関する
質問主意書

提出者 山井 和則

訪問介護サービスについての事務連絡に関する
質問主意書

内閣總理大臣臨時代理

河村 建夫

厚生労働省老健局振興課は、昨年一二月二〇日
に同居家族等がいる場合における訪問介護サ
ービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等
の取扱いについて、今年八月二十五日にも「同居家
族等がいる場合における訪問介護サービス等の生
活援助等の取扱いについて」の事務連絡を各都道
府県担当課に発出した。

一 昨年一二月と今年八月になぜ二回も事務連絡
をしたのか。内容にどのような違いがあるの
か。昨年一二月に出した時よりもサービス利用
者の実態が悪化したのか。

平成二十年十月二十八日 衆議院会議録第八号 議長の報告

一九

議長の報告

1

二二回も事務連絡するに当たつて、訪問介護サービス利用者の実態調査を行つたのか。実態調査を行わぬになぜ事務連絡するのか。なぜ実態調査を行わないのか明らかにされたい。

それ以降も依然として同様の情報が寄せられ、また国会審議等においても同様の指摘を受けたことから、それらを踏まえ、本年八月の事務連絡を発出したものである。同事務連絡においては、市町村が支給の可否について決定する際の参考となるよう、新たに利用者の状況を踏まえたきめ細かい判断基準を示している川崎市の事例を紹介しているところである。

たことに対して、事務連絡で十分と考えたのか。自治体職員等に誤解を与える根本的通知をなぜ変えないのか。

なお、昨年十二月と比較して本年八月の訪問
介護サービス利用者の実態が悪化したかについ
ては、把握していない。

内閣衆質一七〇第一一八号
平成三十年十月二十四日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出訪問介護サービスについての事務連絡に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十年十月十六日提出
質問第一一九号

及び二について る答弁書

昨年十二月の事務連絡は、一部の市町村において、利用者の個別具体的な状況を踏まえず、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的に訪問介護サービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているとの情報が寄せられたことから発出したものであるが、

介護人材確保関連概算要求予算に関する質問主意書

六 上記の助成金や奨励金は、限られた事業所が分配と異なりどのような役割があると考えているのか。

箇所の介護事業所及び一万六千八百人の介護労働者が対象となるものと見込んで、概算要求を行つたところである。同対策の効果としては、介護関連業務の就業経験を有しない者の新規雇用を通じて、更なる介護人材の確保が図られるものと考えている。

億円を概算要求しているが、何箇所の介護事業

内閣衆質一七〇第一二九号

内閣總理大臣臨時代理

國務大臣 河村建三

易言附錄
江里 江立

算要求予算に関する質問に対し、別紙答弁書を

送付する
〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出介護人材確保関連既算表(予算二回一の實回二付一の答弁)

連横算要求予算に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の特定人材対策については、千二百箇所の介護事業所及び三千六百人の介護労働者が

対象となるものと見込んで、概算要求を行つた

ところである。同対策の効果としては、労働条
二、戦時復興年次文書（昭和二年）（付）

件 職場環境等の改善に係る業務を担う人材の新規雇用を通じて、雇用管理の改善が図られる

ものと考えている。

なお、これまでにも同対策と同様の目的で介護基盤人材確保助成金を支給しているところである。

詰基盤人材確保助成金を実績しているところであり、平成十九年度は、三千三百四十人の新規

雇用を通じて、雇用管理の改善の促進に寄与し

たものと詮議している。

(外) 報 (号)

三について

御指摘の奨励金については、六百箇所の介護事業所が対象となるものと見込んで、概算要求を行つたところである。

四について

お尋ねについては、平成十九年度介護労働実態調査において、「従業員の過不足状況」についての三千三百三十七事業所からの回答として、「過剰」が〇・八パーセント、「適当」が三十九・五パーセント、「やや不足」が三十五・三パーセント、「不足」が十八・二パーセント、「大いに不足」が六・一パーセントとなつてゐるところである。将来の介護職員の不足数については、推計は行つていない。

五について

御指摘の事業の効果については、具体的な数值をもつてお答えすることは困難であるが、当該事業は介護福祉士の資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない者等の参入、新たに福祉・介護サービスに就業した者の定着の促進等に資するものと考えている。

六について

御指摘の助成金等の役割は、介護労働者の雇用管理の改善等についての事業主の自主的な取組を支援する点において、介護サービスに要した費用に対して支払われる介護報酬の役割異なるものであると考えている。

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二〇号

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

衆議院議員山井和則君提出高齢者虐待防止

法等に関する質問に対する答弁書

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二〇号

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

高齢者虐待防止法では、虐待を防止するだけではなく、介護者支援を車の両輪として位置づけている。その介護者支援の要であるのが、緊急時に利用できるショートステイである。

一 現在、全国には何人分のショートステイがあるのか。

二 直近一年間で、閉鎖及び休止したショートステイは全国に何箇所あるのか。把握していないならば、なぜ把握しないのか。

三 二において、高齢者虐待の件数が年々増加する中で、緊急時に利用できるショートステイ等の利用状況実態について、国は最低限把握しておくべきと考えるがいかがか。

四 諸外国ではセルフネグレクト(自己放任)として位置づけられている孤独死について、我が国では直近一年間で何件あつたのか。右質問する。

内閣衆質一七〇第一二〇号
平成二十年十月二十四日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫

内閣衆質一七〇第一二一號
平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二一號

医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書

提出者 山井 和則

(別紙)

医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二一號

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

(別紙)

医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二一號

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

ビスに該当するもの(空床利用型)を除く。以下

「指定短期入所生活介護」という。の利用定員数は、平成十八年十月一日現在において、八万七千二百三十三人である。

二について

平成十九年四月から平成二十年三月までの間に事業を廃止した指定短期入所生活介護の事業所は六十二箇所、休止した事業所は十二箇所である。

三について

指定短期入所生活介護の利用定員、利用者数等については把握しているが、養護者に対する支援に係る利用状況等については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)に基づき、養護者の負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる責任を有する市町村において把握すべきものと考えている。

四について

お尋ねの件数については、把握していない。

内閣衆質一七〇第一二二号
平成二十年十月二十四日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫

(別紙)

医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二一號

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

(別紙)

医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二一號

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

〇〇万円以上を関連業者又は企業から受け取つ

ていれば、審議不参加にすると定めているが、なぜ五〇〇万円以上なのか。五〇〇万円未満であれば問題ないと考えているのか。

二について

現在、医薬品を審査する検討会や審議会等の委員の内、家族も含めて、寄付金・契約金等を受けて取っている委員は何人いるのか。また、寄付金・契約金等の額が一〇〇万円まで、一〇〇万円台、二〇〇万円台、三〇〇万円台、四〇〇万円台、五〇〇万円以上はそれぞれ何人か。明らかにできないならばなぜ明らかにできないのか。

三について

一のようない基準で、二度と薬害は起こらないと国は考えているのか。この基準によつて、事件や問題が起つた場合、いつたい誰が責任をとるのか。

右質問する。

四について

お尋ねの件数については、把握していない。

内閣衆質一七〇第一二二号
平成二十年十月二十四日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫

(別紙)

医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二一號

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

(別紙)

医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二一號

高齢者虐待防止法等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

一

参加に関する遵守事項（平成二十年三月二十四日）薬事・食品衛生審議会薬事分科会申し合わせ。以下「遵守事項」という。において、外部専門家ではなく、委員、臨時委員、専門委員及び必要に応じ外部から招致する参考人（以下「委員等」という。）又はその家族が対象とされており、また、寄附金等の受領額の基準も五百万円を超える額とされているが、これは、諸外国における取扱いを勘案して定められたものと承知している。

遵守事項は、薬事・食品衛生審議会薬事分科会（以下「分科会」という。）における審議について、より一層の中立性、公平性及び透明性の確保を図ることを目的として定められたものと承知しており、委員等は、寄附金等の受領額が五百万円未満であっても、この趣旨を踏まえて、審議に参加すべきものであると考えている。

二について

遵守事項においては、委員等は、寄附金等の受取状況について自己申告するものとされているが、当該自己申告を行った委員の人数は、平成二十年五月から同年九月までの間において、二百十三人である。

寄附金等の受領額については、「受領なし」、「五十万円以下」、「五十万円超～五百萬円以下」、「五百萬円超」の区分で申告することとなつておる、お尋ねの内訳についてお答えすることは困難である。

遵守事項については、本年六月に設置された「審議参加に関する遵守事項の検証・検討委員会」の検討結果を基に、分科会において必要な

見直しが行われるものと承知しているが、厚生労働省としても、このような分科会の取組を踏まえつつ、医薬品の承認審査等の更なる中立性、公平性及び透明性の確保に努めてまいりたい。

平成二十年十月十六日提出

質問 第一二二二号

二ートの状態にある子どもを扶養する世帯に関する質問主意書

提出者 山井 和則

提出者 山井 和則

衆議院議員山井和則君提出二ートの状態にある子どもを扶養する世帯に関する質問主意書に対する答弁書

一について

お尋ねの世帯数及び平均収入については把握していない。

二及び三について

お尋ねについては、生活保護法（昭和二十五条法律第百四十四号）第十九条に規定する保護の実施機関において、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）等に基づき、保護の要否を判断し、その結果保護が必要とされる場合には、保護を実施することとなる。

二 標準報酬月額の改ざんが疑われる一四四万件に関する質問主意書

一 標準報酬月額の改ざんが疑われる一四四万件に関する質問主意書

内閣衆質一七〇第一二二二号
平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫

国務大臣 河野 洋平殿

議長の報告

平成二十年十月十六日提出
質問 第一二三号

標準報酬月額の改ざんが疑われる一四四万件に関する質問主意書

提出者 山井 和則

内閣衆質一七〇第一二二三号
平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫

国務大臣 河野 洋平殿

議長の報告

内閣衆質一七〇第一二二二号
平成二十年十月二十四日提出
質問 第一二三号

標準報酬月額の改ざんが疑われる一四四万件に関する質問主意書

内閣衆質一七〇第一二二三号
平成二十年十月十六日提出
質問 第一二三号

標準報酬月額の改ざんが疑われる一四四万件に関する質問主意書

提出者 山井 和則

内閣衆質一七〇第一二二二号
平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫

国務大臣 河野 洋平殿

議長の報告

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出標準報酬月額の

改ざんが疑われる一四四万件に関する質問

に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの件数については、いずれも確認していない。

三について

御指摘の「一四四万件」を公表した経緯について

ては、先の答弁書(平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第一〇一號)九及び一七についてで述べたとおりであり、当該公表の際には、お尋ねの内訳についての確認作業は行っていない。

なお、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録上、厚生年金保険に係る標準報酬月額の記録を過去にさかのぼって訂正する処理が事実に行われた事案の可能性がある約六万九千件のうち、厚生年金受給者に係るものであるおよそ二万件(以下「訪問調査対象記録」という。)について、受給者本人に記録を確認していただくため、本年十月十六日から、社会保険事務所の職員が訪問調査を開始したところである。

また、平成二十一年四月から、被保険者に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便」を送付するとともに、同年中に、「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報をお知らせ」の送付を開始することとしており、「一四四万件(訪問調査対象記録を除く。)に該当する方については、送付の際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、その確認をお願いする予定である。これにより、御本人による記

録の確認と必要に応じた記録訂正の申出等が行われ、それに基づいた訂正等を行うことになるものと考えている。

平成二十年十月十六日提出

質問第一二四号

後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問主意書

提出者 山井 和則

六 政府は今年の年末までに後期高齢者医療制度の見直し案を国民に明らかにする予定はあるのか。

七 舛添私案のマンガについてお伺いする。県民健康保険についてのマンガの吹き出しの中に、保険料も割引と書いてあるが、政府は後期高齢者医療制度の見直しについて、保険料を今以上に軽減することをすでに決めたのか。もし決めていないのであれば、政府が決めてもらえない内容の資料を配布することは国民に誤解を与えるのではないか。

八 舛添私案についてのマンガを見ると、見直し後のイメージは、七五歳以上と七四歳以下が同じバスになつており、後期高齢者を対象とした独立型の医療保険は廃止すると理解できるが、この理解は正しいか。

九 もし、独立型の医療保険を廃止しないのであれば、舛添私案の見直し後のイメージのマンガが、七五歳以上も七四歳以下も同じバスに乗つてゐるのは虚偽のマンガであると思われるがいかがか。

十 舛添大臣は後期高齢者医療制度について、「制度の根幹は変えない」と発言しながら、七五歳で区切るという制度の根幹をあたかも変えたかのようなマンガ、つまり、発言内容と異なるマンガを配布するのは問題ではないのか。

十一 舛添私案という政治家舛添要一議員個人の案ではなく、厚生労働大臣舛添要一としての後期高齢者医療制度の見直し案はどのような内容か。舛添私案とは同じなのか、違うのか。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 河村 建夫内閣衆質一七〇第一二四号
平成二十年十月二十四日

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一七〇第一二四号
平成二十年十月二十四日

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問に対する答弁書

七、九及び十について

御指摘の舛添厚生労働大臣の私案及びマンガについては、「高齢者医療制度に関する検討会」における検討のためのたたき台として提示したものであり、御指摘のような問題はないものと考えている。

平成二十年十月十六日提出

質問 第一一二五号

シンドラー社製エレベーター死亡事故の原因究明に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

シンドラー社製エレベーター死亡事故の原因究明に関する質問主意書
二〇〇六年六月、シンドラー社製のエレベーターで死亡事故が発生した。二年以上経過するが、現状についてお尋ねする。

一 その原因究明と責任追及はどこまで進んでいるのか。国土交通省、警察庁、独立行政法人をはじめ担当部署ごとに詳細をお示し願いたい。

また、その内容は逐一、ご遺族に報告されているのか。
二 同社製で同じタイプのエレベーターは政府の建物で使われているか。使われているならば、その場所をすべてお示し頂きたい。また、そのエレベーターを使って、検証実験を実施しているのか。実施していないのであれば、早急に実施すべきと考えるがいかがか。

三 同社製同タイプのエレベーターは、現在、全国で何台所使われているか。使用場所をお示し

願いたい。国として本当に安全性は保証できるのか。

四 国として、ご遺族に対して、現在、どのような気持ちを持つているのか。

五 本質問の答弁に関する資料や答弁書も、自民党国対に事前にお知らせしたり、相談したりするのか。

自民党国対の意向で答弁が不十分にならないよう強く要請する。

以上、内閣の見解を問う。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのはなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことをお願いする。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一一二五号

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出シンドラー社製エレベーター死亡事故の原因究明に関する質問に対する答弁書
〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出シンドラー社製エレベーター死亡事故の原因究明に関する質問に対する答弁書

一について

シンドラーエレベータ株式会社によれば、当該事故に係るエレベーターの巻上げ機、制動装置及び制御盤と同型のものを用いた同社製エレベーターは、各府省の建物では使用されていることである。

三について

シンドラーエレベータ株式会社によれば、当該事故に係るエレベーターの巻上げ機、制動装置及び制御盤と同型のものを用いた同社製エレベーターは、各府省の建物では使用されていることである。

二について

シンドラーエレベータ株式会社によれば、当該事故に係るエレベーターの巻上げ機、制動装置及び制御盤と同型のものを用いた同社製エレベーターは、各府省の建物では使用されていることである。

五について

平成二十年十月十六日提出
質問 第一一二六号

「消された年金」問題に関する質問主意書
提出者 長妻 昭

「消された年金」問題に関する質問主意書

厚生年金の標準報酬月額や加入期間の改ざんの疑いで受給額が減ってしまう、いわゆる「消された年金」問題についてお尋ねする。

一 政府は、一四四万件という数字を公表したが、この数字は、改ざんの疑いがある件数と考えてよろしいか。

二 この数字は三条件いずれかに当てはまる延べ件数と聞いているが、二条件を満たす数字は、それぞれいくらくか。すべての二条件ずつ三バターンをお示し願いたい。また、それぞれのうち、受給者の件数及び人頭数をお示し願いたい。

三 一四四万件の実数をお示し頂き、その実数のうちの、受給者の件数と人頭数をお示し願いた

拠の押収及びその精査等所要の検査を行つており、その進捗状況について、適時に、御遺族に連絡しているものと承知している。

なお、国土交通省としては、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同部会のエレベーター工事チームにおいて、エレベーターの安全確保の観点から当該事故について審議を行い、その結果について

は、適時に、御遺族に説明してきたところである。今後、検査当局による検査の結果を踏まえ、必要に応じ調査を行つてまいりたい。

四について

国土交通省として、御指摘のことは行つてい

ない。

当該事故が発生したことは誠に遺憾である。

検査当局における検査を通じて原因究明が行われ、責任の所在が明らかにされるものと考へてある。

するよう適切な維持がなされている場合は、当該基準に係る安全性は確保されていると考えられる。

い。なぜ、戸別訪問はそのうちの二万人超だけなのか。

四　いわゆる「消された年金」の実数は一〇〇万件を上回ると考えているのか。どの程度であると推計しているのか。

五　質問主意書によるお尋ねに關しても、答弁前に、事前に自民党国対へお知らせしたり、相談したり、することがあるのか、お示し願いたい。

事前審査制は、自民党国対が各省庁の資料作成の作業量を調査するために始めたと聞くが、

その調査結果は出たのかお聞き及びか。また、その調査結果に基づいて、指示があつたとすれば、どのようなものだったのか。

六　仮に自民党国対から、野党やマスコミに対す
る資料提供を止められた時に、どのような対応をするのか。

七　大臣が公表の是非を判断する際には、自民党
國対の意向も判断材料の一つに入るのか。

以上、内閣の見解を問う。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのはなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことをお願いする。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一二六号

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣　河村　建夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出「消された年金」問題に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出「消された年金」問 題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「一四四万件」の性格については、先の答弁書(平成二十年十月三日内閣衆質一七〇第二八号)三の1について、三の2について及

び三の3について述べたとおりであり、これを改さんの疑いがある件数」と考えることは適当でない。

二及び三について

お尋ねの件数及び人数については、いずれも確認していない。

また、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録上、厚生年金保険に係る標準報酬月額の記録を過去にさかのぼって訂正する処理

が事実に反して行われた事案の可能性がある約

六万九千件のうち、厚生年金受給者に係るもの

であるおよそ二万件(以下「訪問調査対象記録」)という。については、受給者本人に記録を確認していただきため、本年十月十六日から、社会保険事務所の職員が訪問調査を開始したところ

である。これは、既に年金を受給されている方

については、記録訂正が必要な場合には現在受給している額が異なってくることから、速やかに記録訂正を行い、年金の裁定変更処理を行う必要があるからである。

なお、平成二十一年四月から、被保険者に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便」を送付するとともに、同年中に、

「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせ」の送付を開始することと

している。また、「一四四万件」(訪問調査対象

記録を除く。)に該当する方については、送付の際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、その確認をお願いする予定である。これにより、御本人に

等が行われ、それに基づいた訂正等を行うことになるものと考えている。

等が行われ、それに基づいた訂正等を行うことになるものとを考えている。

我が国で無罪が確定した事案に邦人が米国で逮捕された件に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国で無罪が確定した事案に邦人が米国で逮捕された件に対する政府の対応に関する質問主意書

我が国で無罪が確定した事案に邦人が米国で逮捕された件に対する政府の対応に関する質問主意書

三年、最高裁で無罪が確定した三浦和義氏が、本年二月、旅行先のサイパンで米国当局に身柄を拘束され、七ヶ月以上の拘置を経た本年十月十日、ロサンゼルスへの移送後自殺を図り、死亡した。

一　一事不再理の定義如何。

二　本年二月に三浦氏は米国当局に逮捕されたが、三浦氏に一事不再理の原理は適用されたいつか。

御指摘のようないくつかは行つていらない。

内閣衆質一七〇第一二七号

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国で無罪が確定した事案に關し邦人が米国で逮捕された件に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国で無罪が確定した事案に關し邦人が米国で逮捕された件に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「一事不再理」については、法令上の定義はないが、日本国憲法第三十九条は、「何人も、（中略）既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」と規定している。

二について

各国の裁判権は、個別の国の判断に基づいて行使されるべきものであり、日本国憲法第三十九条の規定も、外国の裁判権の行使について定めたものではない。

米国の捜査当局による個別の刑事案件の捜査にかかることであり、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の町村官房長官の発言は、一般に、捜査共助は、関係する条約及び国内法の規定に

従つて行われる旨を述べたものである。

五について

米国の捜査当局による個別の刑事案件の捜査にかかることであり、お答えすることは差し控えたい。

六について

在口サンゼルス日本国総領事館では、平成二十年十月十日に三浦和義氏がロサンゼルスに到着し、ロサンゼルス市警察での留置手続を了した後、同氏からの要望を受け直ちに領事面会を行つた。

行い、同氏の健康状態に問題のないことを確認するとともに、留置状況、待遇等に関する要望事項を聴取し、ロサンゼルス市警察側に伝達するなど、邦人保護の観点から必要な支援を行つた。

七について

各国の裁判権は、個別の国の判断に基づいて行使されるべきものである。したがつて、米国が、我が国の確定判決のあつた事件について、司法手続を進めることは、我が国の主権を侵害することにはならないと考えている。

八について

平成二十年十月十六日提出
質問 第一二八号
海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

学校の特別警備課程において、一人で十五人を相手にする格闘訓練（以下、「訓練」という。）を受けていた男性三等海曹（以下、「三等海曹」という。）が意識不明になり、約二週間後に死亡していたことが明らかになっているが、「特別警備隊」が設置された目的、訓練内容等、その組織について説明されたい。

九について

「訓練」は「三等海曹」が死亡したことにつき、防衛省としてどの様な責任を感じているか。

十について

「訓練」は「三等海曹」が死亡したことにつき、防衛省としてどの様な責任を感じているか。

十一について

内閣衆質一七〇第一二八号

内閣衆質一七〇第一二八号

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第一二八号
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫
衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する質問に対する答弁書

十二について

「三等海曹」が死亡したことにつき、防衛省において誰がどの様な責任をとる考えているのか説明されたい。

十三について

右質問する。

十四について

内閣衆質一七〇第一二八号

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫
衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

内閣衆質一七〇第一二八号
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫
衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する質問に対する答弁書

十五について

内閣衆質一七〇第一二八号

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫
衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

受けたことであるが、右は事実か。

十一 「訓練」は「三等海曹」に対するいじめであり、特種警備課程を辞める「三等海曹」に対する私の制裁、集団リンチではなかつたのか。

十二 「三等海曹」が死亡したことにつき、防衛省において誰がどの様な責任をとる考えているのか説明されたい。

官報 (号外)

て多数の者が順次一対一で組手を行う連続組手

は、御指摘の海上自衛隊における死亡事案(以下「当該事案」という。)のほかに平成二十年五月にも行われたことが判明しているが、それ以外のケースがあつたか否かは、現在、海上自衛隊の事故調査委員会における調査とともに、海上自衛隊警務隊による捜査が行われているところである。

三について

当該事案を除き、特別警備隊の隊員が、これまで死亡した事例はない。

四について

平成二十年九月二十五日にお尋ねの海上自衛隊員(以下「当該隊員」という。)が死亡した後、同月二十六日に海上自衛隊呉地方総監部において、当該隊員の死亡について対外公表を行つた。なお、防衛省としては、当該事案が発生した同月九日に警務隊による捜査を開始するとともに、同月十日には事故調査委員会を設置している。

五について

呉地方総監部は、平成二十年九月二十五日に当該隊員が急性硬膜下血腫のため死亡した旨、同月二十六日に公表した。

六について

当該隊員の遺族は、当該隊員が入院していた病院において、当該隊員の死亡を確認されたものと承知している。

七及び八について

お尋ねの「特殊部隊」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、海上自衛隊において、特別警備隊に類する部隊はほかに無い。

九及び十について

当該事案については、現在、事故調査委員会における調査とともに、警務隊による捜査が行わっているところであり、現時点においては、海上自衛隊警務隊による捜査が行われているところであるが、教育訓練管理が適切であつたか、当該隊員に対する連続組手を行う必要性が本当にあつたか等の観点に立つて、更なる解明を進めることの必要があると考えている。

十一について

防衛省としては、訓練中に隊員が死亡したことは誠に遺憾であり、事実関係の全容解明に向けて厳正に調査を進めるとともに、再発防止を徹底してまいりたい。

十二について

防衛省としては、今後、事実関係の詳細を調査し、それに基づき厳正に対処したいと考えている。

平成二十年十月十六日提出

質問 第一二九号

野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

〔別紙〕
告」ということを要求し、内閣総務官室経由で各省庁にその旨指示がなされていたことにつき、「前回答弁書」で政府は「議院内閣制の下での政府与党の関係を踏まえると、与党からのこのような依頼に応じて、資料要求について情報提供を行うことには、特段の問題はない」と答弁をしているが、「事前報告がなされた事例全てを明らかにされたい。

二 「事前報告」がなされた後、当初野党側に提出する予定だった資料の内容等について、修正、変更等を与党側から各省庁に求めたという事実はあるか。

三二で、あるのならば、その事例を全て明らかにされたい。

四 検閲の定義如何。

五 「事前報告」がなされた後、野党側に提出する予定だった資料の内容が修正、変更されたという事実があるのならば、それはもはや「前回答弁書」で政府が言う「情報提供」の類ではなく、日本国憲法第二十二条第二項において禁止されている検閲行為に該当すると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一二九号
内閣総理大臣臨時代臣 河村 建夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

告」ということを要求し、内閣総務官室経由で各省庁にその旨指示がなされていたことにつき、「前回答弁書」で政府は「議院内閣制の下での政府与党の関係を踏まえると、与党からのこのような依頼に応じて、資料要求について情報提供を行うことには、特段の問題はない」と答弁しているが、「事前報告がなされた事例全てを明らかにされたい。

二 「事前報告」がなされた後、当初野党側に提出する予定だった資料の内容等について、修正、変更等を与党側から各省庁に求めたという事実はあるか。

三二で、あるのならば、その事例を全て明らかにされたい。

四 検閲の定義如何。

五 「事前報告」がなされた後、野党側に提出する予定だった資料の内容が修正、変更されたとい

て、野党からの各府省に対する資料要求への対応について、資料の内容や提出の可否の判断は、各府省の大臣の責任の下で行われているところであり、今般の自由民主党国会対策委員会からの依頼を踏まえて各府省が情報提供を行つた資料について、同委員会からの指示により、資料を修正して提出した、又は提出しなかつたという事例は、ないものと承知している。

一 野党からの各府省に対する資料要求への対応について、資料の内容や提出の可否の判断は、各府省の大臣の責任の下で行われているところであり、今般の自由民主党国会対策委員会からの依頼を踏まえて各府省が情報提供を行つた資料について、同委員会からの指示により、資料を修正して提出した、又は提出しなかつたとい

る答弁書

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する再質問に対する答弁書

平成二十年十月十六日提出
質問第一三〇号

事故米および飼料の安全性に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

事故米および飼料の安全性に関する質問主意書

事故米の一部が畜産飼料に使われている可能性があるもので、飼料の安全確保について左記質問する。

かのぼつて、年度別に、汚染米の量を明らかにされたい。

アフテトキシンに汚染された事故米は販売先

で再度精米されて販売されていたのか。され
いたのであれば、その精米業者名を明らかにさ
れたい。

四 農薬に汚染された事故米は販売先で再度精米されて販売されていたのか。されていたのであれば、その精米業者名を明らかにされたい。

五 事故米を使つて精米された精米カスはどのように処理されたか確認をとつてあるか。また、家畜飼料等に販売されていないか確認はとつてい

六 アフラトキシンに汚染された事故米で作った焼酎からはアフラトキシンが検出されていないが、蒸留後に残った焼酎カスについてアフラト

九 燃酎力スは家畜の飼料に混ぜて使われているが、事故米からの燃酎力スが家畜の飼料に使われていない確認はしているか。

八 酒造会社への事故米販売について発表後訂正が行われているが、どのような理由により訂正が行われたのか、その経緯を明らかにされたい。

九 「飼料添加物の指定等に関する手続きの流れ」には企業が飼料添加物の指定要請をした場合、農林水産省は要請を受けるか受けないか判断する際の基準を成文化しているか。あるならその基準はどのようなものか。

十 飼料添加物の指定について、その審議に使われる安全の根拠となるデータの収集は企業が行っているのか。その審議資料についての最終責任は農林水産省にあるのか、それとも企業か。

十一 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」では飼料製造業者等の届出、飼料の名前・数量等を記載した帳簿の備え付けを義務付けていますが、届出と帳簿での安全性の確保は難しい現状がある。農林水産省は法改正が必要と考えているか。

十二 飼料中に添加された化学物質は機器による分析を行わないと確認がとれないが、飼料の分析データの提出を企業に義務付ける考えはないか。

十三 「飼料用動物性加工たん白」の輸入を解禁する準備がすんでいると聞いている。農林水産省の説明によれば輸出国からの要請と製品情報の提供で協議されるようであるが、輸入した製

品に由来する事故が起きた場合の法的責任は農林水産省がとると理解していいのか。

十四 植物性飼料(穀類をむ)および動物性飼料にも原産国表示を行う必要があると考えるがどうか。また、原産国表示を行うとした場合、具体的な問題点はあるか。

十五 現時点で豚肉骨粉を飼料に配合する緊急性はないと考えるがどうか。また、豚肉骨粉を輸出国との協議や現地調査だけで安全性を担保できるとした根拠は何か。

十六 「飼料の安全を確保するための監視体制」について、事故米を例にとるまでもなく監視体制が崩壊している。違法を承知して行われる違反を防ぐためには分析施設の能力を向上させる必要があると考えるが、現時点で各県の施設やFAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)などの検査で対応が出来ると考えるか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一三〇号

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出事故米および飼料の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員保坂展人君提出事故米および飼料の安全性に関する質問に対する答弁書

平成十五年度以降に政府が売却したミニマムについて

ム・アクリセス米のうち、アフラトキシンB₁が検出された事故米穀については、平成十三年度に輸入され、平成十八年度に売却されたものが六トン、平成十四年度に輸入され、平成十六年度に売却されたものが三トンとなっている。

二について

平成十五年度以降に政府が売却したミニマム・アクセス米のうち、いわゆるボジティブリスト制度への移行により、輸入後において、メタミドホスに係る残留農薬の基準値を超過したこととなつた事故米穀については、平成十五年度に輸入され、平成十八年度及び平成十九年度に売却されたものが三千四百六十九トンとなつてゐる。

三について

アフラトキシンB₁が検出された事故米穀の売却先である三笠フレーズ株式会社（以下「三笠フレーズ」という。）が、当該事故米穀について精米を行つたことがあると承知している。

四について

メタミドホスに係る残留農薬の基準値を超過することとなつた事故米穀の売却先である三笠フレーズが、当該事故米穀について精米を行つたことがあると承知している。

五について

三について及び四についてで述べた事故米穀の精米に伴い発生するぬかについては、三笠フレーズが肥料を製造する会社に譲渡したことと示す書類を確認している。

六について

三について及び四についてで述べた事故米穀については、当該残さの存在を確認できることから御指摘の焼酎の製造に伴い発生する残さにつ

官 報 (号 外)

ら、農林水産省は、アフラトキシンB₁の含有の検査を行っていない。

七について

御指摘の焼酎の製造に伴い発生する残さについては、当該焼酎の製造会社からは、家畜の飼料に使っていないと聞いている。

八について

アフラトキシンB₁が検出された事故米穀が、三笠フーズから御指摘の酒造会社に販売されたものと判断してその旨発表したが、その後、販売された米穀が当該事故米穀と異なるものであることが確認されたことから、その発表の内容を訂正したものである。

九について

飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号。以下「法」という)第二条第三項において、「飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方によつて用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するもの」と定義されている。この飼料添加物の用途は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和五十二年農林省令第三十六号)第一条において、飼料の品質の低下の防止、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給及び飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進と規定されており、企業等からの要請を受けて、当該飼料添加物の指定に向けた手続を開始するに当たっては、これらの用途に適合しているか否かを判断基準としている。

十について

飼料添加物の指定に係る農業資材審議会における審議に使用される安全性に関するデータについては、未指定の飼料添加物の製造、輸入等について精査の上、農業資材審議会に提出している。

また、必要に応じ、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という)において、データ作成を行う試験機関に対する検査を実施して、データの信頼性を確保している。

十一について

愛がん動物用飼料については、これを原因とする事故が発生した場合に迅速に対応するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第九条の規定に基づく製造業者等の届出及び同法第十条の規定に基づく帳簿の備付けを義務付けている。当

該措置に加えて、同法第五条の規定に基づく愛がん動物用飼料の基準及び規格の設定、同法第六条の規定に基づく当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造等の禁止、同法第七十七条の規定に基づく有害な物質を含む愛がん動物の規定に基づく有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止並びに同法第八条の規定に基づく廃棄等の命令により、愛がん動物用飼料の製造等に係る安全性の確保が図られることとなつておる、同法の改正の必要はないものと考えている。

十二について

飼料については、法第三条第一項の規定に基づき基準及び規格が定められており、当該基準及び規格に適合していない飼料の製造、輸入、販売等が禁止されており、原産国表示を行う必要はない。

十三条について

飼料用動物性加工たん白については、法第三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が安全性に関する基準及び規格を定めることとされおり、当該基準又は規格に適合しない飼料の輸入は、法第四条において禁止されている。

当該基準及び規格に適合する飼料用動物性加工たん白であつても、輸入に際しては、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十七条の指定検疫物である場合については、輸出国政府機関の発行する検査証明書の添付が必要となり、指定検疫物以外の物である場合には、監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれのあるときは、同法第四十条第二項の検査を行うことが必要となる。

また、当該飼料の輸入を認めた後も、法第五十七条の規定に基づく輸出国政府機関による検査証明書の添付並びに当該基準及び規格への適合が必要となる。

十四条について

飼料については、法第三条第一項の規定に基づき基準及び規格が定められており、当該基準及び規格に適合していない飼料の製造、輸入、販売等が禁止されており、原産国表示を行う必要はない。

なあ、畜産農家が使用する飼料には、多種類の原材料が使用されることから、個々の原材料について原産国表示を行うことは、現実的ではないと考えている。

豚肉骨粉については、食品安全委員会によるリスク評価を経て、法第三条第一項の規定に基づき基準及び規格が定められ、反対動物用以外の飼料への使用が認められており、国内で製造された豚肉骨粉は既に利用されている。

現時点では、豚肉骨粉は輸入されていないが、豚肉骨粉の輸入が認められるためには、まずは輸出国との間で家畜衛生条件が定められる必要がある。また、当該輸出国から実際に豚肉骨粉が輸入される場合には、家畜伝染病予防法第三十七条の規定に基づく輸出国政府機関による検査証明書の添付並びに当該基準及び規格への適合が必要となる。

法第三条第一項の規定に基づく基準及び規格の遵守に係る監視については、法第五十六条及び第五十七条の規定に基づき、農林水産省、センター及び都道府県が連携して、立入検査及び飼料の分析を行つており、的確に対応ができるいると考へている。

十五について

飼料については、法第三条第一項の規定に基づき基準及び規格が定められており、当該基準及び規格に適合していない飼料の製造、輸入、販売等が禁止されており、原産国表示を行う必要はない。

平成二十年十月十六日提出
質問第一三一号

〔年金記録〕の「三百十万余件廃棄事故」に関する

質問主意書

提出者 保坂 展人

「年金記録」の「三百十萬件廃棄事故」に関する質問主意書

年金記録問題の中で歴史の古い「旧台帳」問題を一貫して追及してきた議員としては、予想通りのズサンな結果が明らかになった。現在、七十歳以上の人々の年金記録は旧台帳を三百十萬件にわたって廃棄していたということが明らかになつたのである。しかも、国会で何度もこの点で質問を受けて、また議員室などでヒアリングを続けてきた当事者である社会保険庁長官、及び厚生労働大臣は、この事実を関係閣僚会議などで発表したにもかかわらず、私たち熱心に調査してきた議員には自発的には一切の報告がないという姿勢に嘆然とする。以下、事実関係を整理するために質問をする。

一 社民党が旧台帳の廃棄分「五十一万件」を把握したのは、参議院選挙前の昨年の六月であつた。社会保険業務センターのマニュアルに「五十一万件廃棄」と記載されていたからである。国会で数回にわたって政府に調査を要求したが、その時にどう答弁しているか。また、調査はどうのように行つたのか。

二 今回、関係閣僚会議で発表した昭和四十七年に廃棄したという旧台帳の二百六十万件の根拠となつた「府業発第四百九十四号」(四七・四・一四)は、いつどこで誰によつて発見されたのか。

三 私たちは「旧台帳の大量廃棄」を当初から疑っていた。国会で何度も調査要求し、また資料を求めてきた議員に対し、二百六十万件の廃棄を記した文書を発見しながら、この事実を報告しなかつた理由はあるか。

四 「五十一万件廃棄」を確認したのも同一の書類からだつたのか。

五 「五十一万件廃棄」の事実を認めて「国会で何度も答弁しています」と坂野社会保険庁長官は答弁しているが、本當か。この長官答弁の元となる「五十一万件廃棄」を認めた委員会開催日と答弁内容を示されたい。

六 ○七年参議院厚生労働委員会での柳澤厚生労働大臣の答弁では、「当時は原簿として保存されていましたので、廃棄ということであれば法令違反ということになります。そうしたことをしていました」という前提に立つて申し上げれば大変国

民の皆さんに申し訳ないと言わざるをえない」と、「五十一万件廃棄」の事実が未確認の状態ではあるが、もし事実であれば謝罪するという姿勢を示している。「五十一万件廃棄」が事実と確認された今日、この答弁を政府は踏襲するのか、訂正するのかを明らかにされたい。

七 改めて問う。三百十萬件という旧台帳(原簿)の大量廃棄について、社会保険庁長官及び厚生労働大臣は国民に「申し訳ない」と謝罪をするか。あるいは、法令違反はなかつたと前言を翻すのか。

八 三百十萬件の旧台帳、とりわけ二百六十万件の廃棄について、元の名簿は社会保険事務所にありますと舛添大臣は説明している。しかし、五千萬件の宙に浮いた年金の調査の際に、五百

名に相当する欄は「厚生年金」とだけ表示されるのみで、地方の社会保険事務所の事業所別名簿から記録をたどることが困難だつたからだと言われる。すると、五百万人を超える「名前」のない年金記録を「年金手帳番号」を頼りに人海戦術で探した昨年末の作業過程で、すでに捨てられていた二百六十万件の台帳は見つかる訳がない。もし、廃棄していなければ記録がつながつて年金の追加受給に結びつくかもしれないデータが廃棄されたことで、当事者には著しい不利益が生じたのではないか。

しかも廃棄されているのは、旧台帳でも時期の比較的新しい記録であった。これまで、千三百六十五万件を完璧に保存していることが前提になつてゐるので、民間倉庫で探して「不存在」であれば、その時期の年金記録は存在しないと扱われてきた。しかし、三百十萬件の廃棄が事実となつた以上は、たとえ年金記録が倉庫に存在しないケースであつても、何らかの救済手段を講じるべきではないのか。

九 十 資料要求で明らかになつたことを政府はどう評価しているのか。与野党を超えて、野党が指摘をした「国民の権利及び財産」に関わる重大事項について、情報公開につとめるべきではないのか。相変わらず社会保険庁は、旧台帳の保管状況の実地調査を拒否しているが、この段階になつてもなお政府は「年金記録のズサンな管理」の事実をひた隠しにする姿勢を変えないのか。思い切つて、調査過程も含めて明らかにするのか、見解を問いたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一三一號
平成二十年十月二十四日

内閣總理大臣臨時代理 河村 建夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出「年金記録」の「三百十萬件廃棄事故」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出「年金記録」の「三百十萬件廃棄事故」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、昨年六月二十八日の参議院厚生労働委員会、同年十月十一日の衆議院予算委員会等において、厚生労働大臣等が御指摘の「五十一万件」を含めた厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という)の保管状況を調査する旨答弁してきたところである。その後、社会保険庁においては、本年六月から八月にかけて、旧台帳の年金手帳記号番号のデータベース化(以下「データベース化」という)を行い、あわせて、過去の資料等について改めて調査したところである。

二及び三について

一についてで述べたとおり、社会保険庁においては、データベース化の作業及び過去の資料等の調査を行つたところであるが、その過程で、社会保険業務センターの倉庫において、社会保険業務センターの職員が「厚生年金保険被保険者台帳の引渡し及び廃棄について」(昭和四十七年四月十四日付け「府業発第四百九十四号」)に係る決裁文書(以下「廃棄等決裁文書」とい

官 報 (号 外)

う。)を発見したものである。
社会保険庁としては、データベース化の作業等により、本年九月上旬に実際に保管されている旧台帳の件数が判明し、廃棄等決裁文書に記載されているとおり、旧台帳の一部の廃棄が確認されたことから、本年九月九日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、このことを報告したものであり、保坂展人衆議院議員に報告しなかつたことに特段の意図があるわけではない。なお、同議員に対しては、その後、同議員からの求めに応じ、同閣僚会議において配布された資料の内容について説明を行つたところである。

四及び五について

御指摘の「五十一年件廃棄」についても、今回発見した廃棄等決裁文書により確認されたものである。また、御指摘の坂野社会保険庁長官の答弁については、昨年六月二十八日の参議院厚生労働委員会及び同年十月十一日の衆議院予算委員会において厚生労働大臣が行つた、「五十一年件廃棄」について内部資料に記載されている旨の答弁、並びに本年九月十八日の参議院厚生労働委員会において社会保険業務センター所長が行つた、「五十一年件廃棄」について廃棄等決裁文書に記載されている旨の答弁を踏まえたものである。

六及び七について

御指摘の柳澤厚生労働大臣の答弁は、被保険者に関する原簿の廃棄についての一般的な考え方を述べたものであるが、御指摘の「五十一年件」については、その後、昭和三十二年当時既に死亡している者や資格を喪失したままの高齢の者に係る記録であることが明らかとなつたと

いう。)を発見したものである。

社会保険庁としては、データベース化の作業等により、本年九月上旬に実際に保管されている旧台帳の件数が判明し、廃棄等決裁文書に記載されているとおり、旧台帳の一部の廃棄が確認されたことから、本年九月九日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、このことを報告したものであり、保坂展人衆議院議員に報告しなかつたことに特段の意図があるわけではない。なお、同議員に対しては、その後、同議員からの求めに応じ、同閣僚会議において配布された資料の内容について説明を行つたところである。

四及び五について

八及び九について

御指摘の「三百六十万件」についても、紙の原簿が廃棄される前に磁気テープ化が行われ、社会保険オンラインシステム上に収録されており、紙の原簿の廃棄が、厚生年金保険法第二十一条の趣旨に反するとは、必ずしも言えないと考える。

ところである。このような記録については、原簿にとどめておく必要性がなかつた可能性が高いと考えられることから、その廃棄が厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の趣旨に反することは、必ずしも言えないと考える。なお、これらと同一の情報を有する厚生年金保険被保険者名簿を社会保険事務所において保管しているところである。

四及び六について

八及び九について

御指摘の「三百六十万件」については、これらと同一の情報が厚生年金保険被保険者名簿や社会保険オンラインシステム上に収録されて保管されており、年金受給者等に不利益が生じるわけではないとを考えている。

十について

旧台帳の保管状況については、舛添厚生労働大臣の指示により、調査を行い、事実関係を明らかにしてきたところであり、今回のデータベース化の作業の結果等についても、本年九月九日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」における報告の後、これを公表するなど、情報の公開に努めているところである。なお、昨年十二月に参議院厚生労働委員会委員により旧台帳の保管倉庫の視察が行われ、また、本年四月に参議院厚生労働委員会委員により同倉庫の視察が行われている。

官報(号外)

平成二十年十月二十八日 衆議院會議錄第八号

第明治二十九年三月三十一日可
第三種郵便物認可

発行所
東京都五丁目四番地四号
行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体)一〇〇円